

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月22日
【事業年度】	第34期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	Gurunavi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉原 章郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	(03)6744 - 6463(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山田 晃久
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	(03)6744 - 6463(代表)
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 山田 晃久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	32,728,553	30,927,243	16,181,206	12,852,305	12,296,066
経常利益又は経常損失( ) (千円)	1,289,284	1,894,087	7,269,686	4,692,490	1,664,010
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( ) (千円)	581,408	949,019	9,704,279	5,768,576	2,286,336
包括利益 (千円)	727,944	841,207	9,768,279	5,752,747	2,093,176
純資産額 (千円)	18,704,076	19,270,557	9,375,392	8,851,859	6,898,687
総資産額 (千円)	23,797,808	23,979,668	13,567,882	12,107,815	13,001,006
1株当たり純資産額 (円)	398.48	409.90	198.02	127.66	89.08
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( ) (円)	12.42	20.26	206.90	114.46	44.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	12.41	20.25	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.4	80.1	68.5	72.4	52.5
自己資本利益率 (%)	3.1	5.0	68.1	63.9	29.3
株価収益率 (倍)	56.0	27.4	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,339,179	4,177,296	3,815,192	4,646,064	1,042,404
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,447,770	182,752	147,168	937,316	123,710
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,236,388	327,507	187,373	4,994,038	2,449,018
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	7,630,364	11,653,173	7,507,254	6,962,974	8,266,468
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,783 (259)	1,476 (244)	1,442 (233)	1,286 (201)	831 (137)

- (注) 1. 第32期、第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第32期、第33期及び第34期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	32,692,986	30,894,410	16,168,647	12,766,962	12,017,572
経常利益又は経常損失( ) (千円)	1,123,522	1,779,715	6,921,482	4,625,498	1,370,448
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	448,596	867,604	9,311,618	5,668,465	2,189,268
資本金 (千円)	2,334,300	2,334,300	2,334,300	100,000	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	48,675,100	48,675,100	48,675,100	56,124,500	56,903,800
A種優先株式 (株)	-	-	-	3,400,000	3,400,000
純資産額 (千円)	18,047,986	18,545,969	9,036,141	8,569,522	6,688,821
総資産額 (千円)	23,111,185	23,236,629	13,261,526	11,816,355	12,782,265
1株当たり純資産額 (円)	384.47	394.44	190.79	122.53	85.32
1株当たり配当額					
普通株式 (円)	8	8	-	-	-
(うち1株当たり中間配当 額) (円)	(5)	(4)	(-)	(-)	(-)
A種優先株式 (円)	-	-	-	13.808	45
(うち1株当たり中間配当 額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( ) (円)	9.58	18.52	198.53	112.49	42.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	9.57	18.51	-	-	-
自己資本比率 (%)	77.9	79.6	67.5	71.8	51.7
自己資本利益率 (%)	2.4	4.8	67.9	65.0	29.0
株価収益率 (倍)	72.5	30.0	-	-	-
配当性向 (%)	83.5	43.2	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,688 (52)	1,403 (49)	1,379 (51)	1,231 (45)	799 (27)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	47 (95)	39 (86)	43 (122)	30 (125)	24 (132)
最高株価 (円)	1,609	1,100	910	636	487
最低株価 (円)	623	463	441	349	317

- (注) 1. 第32期、第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第32期、第33期及び第34期の株価収益率、配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
4. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

1989年10月	東京都千代田区丸の内にて設立、交通広告代理店業務を開始。(商号：㈱交通アド)
1996年6月	㈱エヌケーピーの事業部として飲食店情報検索サイト「ぐるなび」開設。
1998年2月	㈱エヌケーピーの「ぐるなび」事業として大阪営業所開設。
1999年5月	㈱エヌケーピーの「ぐるなび」事業として名古屋営業所開設。
8月	交通広告代理店業務を停止。
12月	商号を㈱インターネットなび東京に変更。
2000年2月	商号を㈱ぐるなびに変更。
3月	㈱エヌケーピーより飲食店情報検索サイト事業「ぐるなび」を譲受け。
2001年1月	福岡営業所開設。
4月	北海道営業所開設。 仙台営業所開設。
2002年7月	㈱エヌケーピーより鉄道時刻表検索サービス事業を譲受け。(2019年3月にサービス終了)
2004年4月	㈱トラベルサイトより旅情報事業を譲受け。
11月	広島営業所開設。 沖縄営業所開設。
12月	横浜営業所開設。(2022年7月に閉鎖)
2005年4月	神戸営業所開設。(2021年2月に閉鎖) 大阪証券取引所ヘラクレス市場上場。 埼玉営業所開設。(2022年7月に閉鎖)
6月	千葉営業所開設。
7月	京都営業所開設。
10月	ジョイジョイ㈱を子会社化。(2010年10月に吸収合併)
11月	㈱ぐるなびプロモーションコミュニティ設立。(2023年2月に清算) 咕嚕妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社)設立。
2007年10月	「レッツエンジョイ東京」事業を行う㈱インターネットなび東京を吸収合併。
2008年1月	フェリカポケットマーケティング㈱を、ソニー㈱他5社と共同で設立。(2014年3月に株式譲渡)
7月	上海万食通互联网技术有限公司の出資持分49%を譲受け。
12月	東京証券取引所市場第一部上場。
2009年1月	大阪証券取引所ヘラクレス市場上場廃止。
2010年8月	㈱ジーアンドティープランニングを㈱タスカルと共同で設立。(2014年1月に清算)
10月	本店・本社事務所を東京都千代田区丸の内から東京都千代田区有楽町へ移転。 ㈱ぐるなび総研設立。
11月	㈱ぐるなびサポートアソシエ設立。
2011年5月	㈱日本食材情報を、㈱食文化、東京シティ青果㈱、丸千千代田水産㈱と共同で設立。
6月	英文商号をGurunavi, Inc. に変更。
2013年1月	㈱ぐるなび6次産業化パートナーズ設立。(2017年7月に清算)
4月	静岡営業所開設。
5月	ぐるなび6次産業化パートナーズ投資事業有限責任組合設立。(2016年10月に清算)
2014年4月	鹿児島営業所開設。
5月	新潟営業所開設。 金沢営業所開設。
2015年6月	岡山営業所開設。
8月	茨城営業所開設。(2022年7月に閉鎖)
2016年7月	愛媛営業所開設。
9月	栃木営業所開設。(2022年4月に閉鎖)
2019年9月	「レッツエンジョイ東京」事業を会社分割(簡易新設分割)により新設会社㈱レッツエンジョイ東京に承継し、新設会社の株式の90%を㈱エヌケーピーに譲渡。
2020年1月	法人向けフードデリバリー事業を会社分割(簡易吸収分割)によりOMOTENASHI㈱に承継。
2020年6月	「SURF&SNOW」事業を会社分割(簡易吸収分割)により㈱インブレイに承継。
2021年11月	㈱Gダイニング設立。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しによりプライム市場へ移行。
7月	本店・本社事務所を東京都千代田区有楽町内で現所在地へ移転。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社（㈱ぐるなび）、連結子会社4社、非連結子会社1社、関連会社1社及びその他の関係会社1社により構成されております。主な事業内容は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

当社及び当社の連結子会社の具体的な事業内容、事業に係わる位置付けは次のとおりです。

#### (1) 基盤事業

##### 飲食店販促サービス

当社はインターネット上で運営する飲食店検索サイト『ぐるなび』（以下『ぐるなび』という。）を通して、利用者（ユーザー）に様々な飲食店情報及びネット予約サービス等を提供しております。

飲食店販促サービスにおいては、飲食店の情報を『ぐるなび』に掲出しその情報を飲食店自ら更新することのできる「ぐるなびPRO（管理画面）」やネット予約システム、店舗ページのアクセス集計・分析機能をもつ「GONアクセス集計」、「ぐるなび外国語版（英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）」への店舗情報掲載等を基本機能・サービスとして加盟飲食店へ提供しております。同時に、ぐるなびサイト内での露出を強化する「ディスプレイ広告」や「ぐるなびネット予約クーポン」、ユーザーに直接アプローチ可能な「e-DM（Eメールによるダイレクトメール）」等の新規集客やリピート促進に効果的な販促支援商品のほか、予約・顧客管理システム「ぐるなび台帳」やモバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」、ぐるなびサイトのほか検索エンジンやSNS等を含む各種販促メディアの登録・更新・運用をサポートする代行サービス等の業務支援商品を数多く取り揃えております。

加えて、営業担当者をはじめとする人的なサポート体制を持ち、各飲食店の経営課題に合わせた解決策の提案や、各種商品・サービスの導入・活用支援等も行っております。

当社はこれらの商品・サービスに対し、飲食店から基本加盟料、ネット予約手数料、商品利用料等を収入として得ております。

##### プロモーション

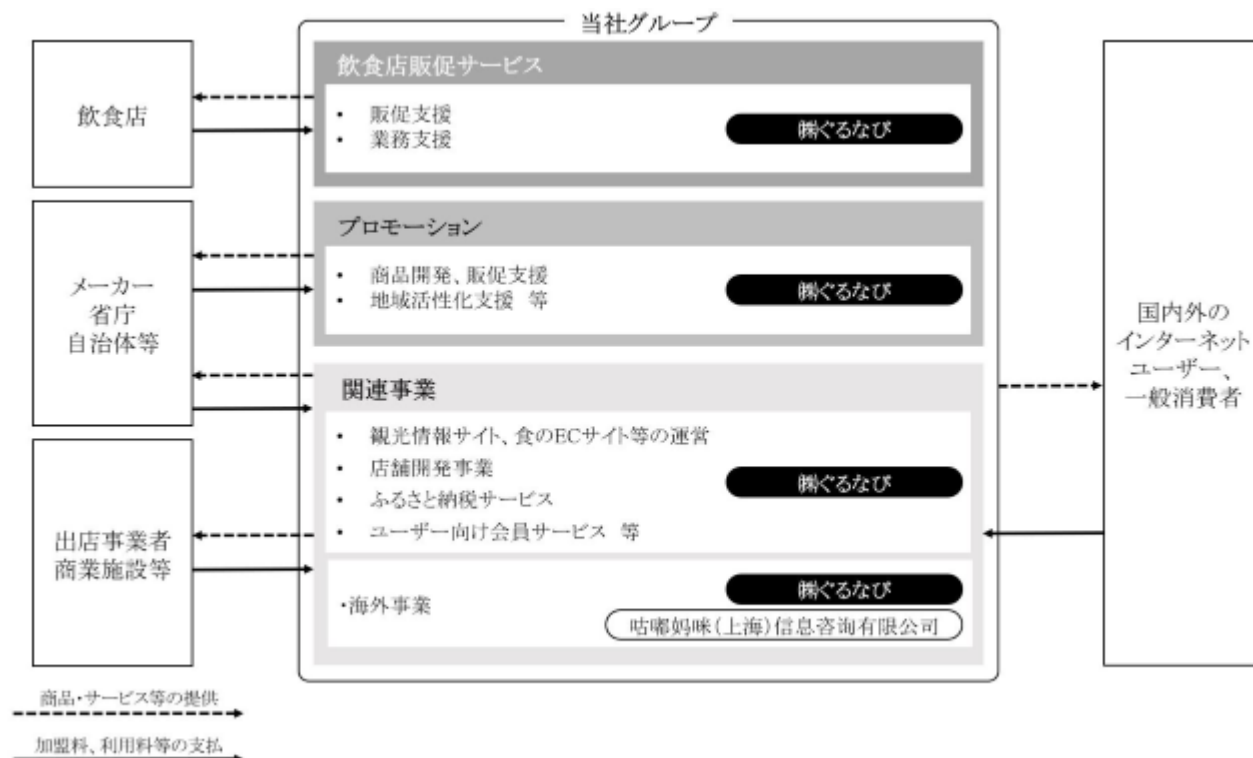
プロモーションでは、食品・飲料メーカー等に対する食に関するトレンド調査や商品開発・販促支援のほか、自治体等に対する地域活性化に関するプロモーション支援等、当社が構築・蓄積してきた飲食店・消費者ネットワークや外食に関するデータベース等を活用した大小様々なプロモーションサービスを提供しております。

#### (2) 関連事業

関連事業においては、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」や全国の厳選されたグルメ・手土産のECサイト等の運営のほか、商業施設の飲食フロアをプロデュースする店舗開発事業、食を通じた地域振興を目指す自治体を支援する「ぐるなびふるさと納税」、ユーザー向け有料会員制サービス「PREMIUM GOURMET CLUB」、さらにぐるなび上海社を通じた海外に対する日本食のプロモーション等を行う海外事業等を行っております。当社はこれらのサイト運営・サービス提供を通じ、情報発信者として参加する業者や出店事業者、商業施設の運営者、自治体のほかユーザー会員等から加盟料やコンサルティング料、販売手数料、会費等を収入として得ております。

上記のほか、㈱ぐるなび総研において「食」に関する調査研究及び情報提供、㈱ぐるなびサポートアソシエにおいて当社が委託した事務関連業務の請負及び福利厚生サービスの提供、㈱Gダイニングにおいて飲食店販促サービスの精度向上を目的としたテストマーケティングを行う直営実験店舗の運営を行っております。

事業系統図は下記のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

2023年3月31日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ぐるなび総研 (注) 1 (注) 2	東京都千代田区	50	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供	100.0	業務委託 オフィスの転貸 役員の兼任あり
株式会社ぐるなびサポートアソシエ (注) 1 (注) 2	東京都千代田区	20	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供	100.0	業務委託 オフィスの転貸 役員の兼任あり
株式会社Gダイニング (注) 1 (注) 2	東京都千代田区	10	飲食店の経営、企画、運営及び管理等	100.0	業務委託 役員の兼任あり
咕嚕妈咪(上海)信息咨询有限公司 略称：ぐるなび上海社 (注) 1	中国(上海市)	650	中国の日本ファン、日本食ファンに対する日本のグルメ文化の配信、現地のネットワークを利用した日本食の輸出促進	100.0	業務委託 役員の兼任あり
(その他の関係会社) 楽天グループ株式会社 (注) 3	東京都世田谷区	295,005	インターネット・ショッピングモール「楽天市場」の運営等	(16.63)	業務委託 ポイント提携 役員の兼任あり

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。  
2. 役員の兼任には、当社執行役員の兼任も含んでおります。  
3. 有価証券報告書の提出会社であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)
831 (137)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除く)であり、契約社員及び嘱託15人を含んでおります。また、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が当連結会計年度において455名減少しております。主な理由は、飲食店支援事業における新規採用について抑制したほか、他の事業についても社内公募による人的資源の活用を通じた新規採用を抑制したため、退職による減少が増加しました。さらには資本提携や業務提携を行っている会社への出向による人件費の抑制によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
799 (27)	42.7	9.2	5,470

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から当社外への出向者を除く)であり、契約社員及び嘱託7人を含んでおります。また、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が当事業年度において432名減少しております。主な理由は、飲食店支援事業における新規採用について抑制したほか、他の事業についても社内公募による人的資源の活用を通じた新規採用を抑制したため、退職による減少が増加しました。さらには資本提携や業務提携を行っている会社への出向による人件費の抑制によるものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	当事業年度						補足説明
	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)			労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
20.7	46.7	46.7	-	74.0	74.9	54.5	男性労働者の育児休業取得率のパート・有期労働者は対象者がおりません。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は「食でつなぐ。人を満たす。」とのパーパス（存在意義）を掲げ、経営の基軸としております。このパーパスには、創業からつなぐ「日本の食文化を守り育てる」との想いを礎としつつ、「食」が持つあらゆる可能性を模索し、「食」を通じてあらゆるヒト・モノ・コトをつなぎ合わせることで、世の中に対して新たな価値を提供し続け、より良い社会の実現に貢献していく企業であり続けたいとの想いを込めております。当社はこのパーパスのもと、飲食店の経営そのものを支援する企業へと進化すると同時に、外食産業の持続的な発展へと寄与することで、企業価値の拡大を図ってまいります。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

当社の中核事業である飲食店支援事業を取り巻く環境は、サービスの対象である外食産業において、マスク着用ルールの緩和や新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行することにより消費者の生活がより平常に近づき外食需要の回復が期待される一方、コロナ禍によりテレワークが浸透したこと等を背景とした外食機会の縮小やデリバリーやテイクアウトの普及等による食の選択肢の多様化等により飲食店では以前に増して「外食ならではの」体験価値が求められるようになると考えられます。加えて、人手不足や人件費の上昇、原材料価格や光熱費の高騰等の先行きも不透明な状況にあり、飲食店は収益確保のために限られたリソースの中で効率的に店舗を運営しつつ、消費者に「外食ならではの」体験価値を提供することで売上を高めていく必要があります。また消費者の飲食店検索・予約行動においては、「Go To Eatキャンペーン」等をきっかけに「ネット予約をして飲食店に行く」行動様式が広がっており、その手段としてGoogleやSNSの存在感が高まっているほか、今後は対話型AI等の新たなサービスの台頭も予測される等、従来の飲食店検索・予約サイトはWebサービスの潮流の大きな変化の中にあると考えられます。

上述の事業環境を踏まえ、当社は「ぐるなび」サイトの在り方を見直し飲食店への送客力を高めること、「ぐるなび」サイトに限らず多様な販促・集客手法を飲食店が効率的に有効活用できるよう支援すること、さらに飲食店運営のDX支援の強化を通じて、飲食店が「外食ならではの」体験価値を消費者に提供し続けられる環境の整備に貢献し、売上拡大と店舗運営効率化の双方に寄与することが、外食産業の発展、ひいては当社企業価値の拡大につながると考え、その実現に向け以下の取り組みを重点施策とする2024年3月期から2026年3月期までの中期事業方針を策定いたしました。

#### 「ぐるなび」サイトの変革

当社は「ぐるなび」サイトを「楽天会員にとって最も利得性、利便性の高いネット予約メディア」とするため、より多くの楽天会員による当社サイトを通じた飲食店検索・予約のリポート利用を促すコンテンツや機能の拡充を図ってまいります。具体的には、「ぐるなび」サイト内での楽天ポイント利用や楽天IDによる決済機能の実装等に取り組むほか、コロナ禍という厳しい事業環境を背景とした加盟飲食店の減少により掲載情報やネット予約の席在庫が不十分な状況にあるため、掲載情報の拡充に向けた外部サービスとの連携等についても取り組みを強化してまいります。

#### マーケティングエージェントの確立

飲食店の販促・集客手法が多様化、複雑化する中において、多様なツールの運用・管理に係る飲食店の負担を軽減し、かつ効果を最大化するためのエージェント機能を強化・確立してまいります。また当社の集積する飲食店、消費者双方の外食関連データを活用し「ぐるなび」サイトや当社商品の利用に留まらず、幅広い販促・集客手法の中から各飲食店にとって最適な販促施策を提案し、施策の実行や効果検証等を総合的に支援するための営業人員の育成、サービス拡充に取り組んでまいります。

#### 「ぐるなびFineOrder」の第2の基幹サービス化

「ぐるなびFineOrder」は下記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおり、既に業務効率化や客単価向上に資するサービスとして大手チェーン店への導入が進みつつあります



が、さらにマーケティング機能の拡充や、中小規模飲食店向け商品の開発を通じ幅広い飲食店への導入を進めることで、「ぐるなびFineOrder」を飲食店と消費者をつなぐ新たなサービスとして確立し、「ぐるなび」サイトに次ぐ第2の基幹サービスへと成長させてまいります。

#### DXサービスの拡充

株式会社オプティムとの資本業務提携のもと、上記～の施策とも連動しつつ、飲食店の販促・集客、顧客管理、経営管理等の一体的なDX推進に資するサービスの開発や、当社と加盟飲食店をつなぐ外食産業向けデジタルプラットフォーム「ぐるなびPRO」のシステム強化に取り組んでまいります。

当社は上述の重点施策を通じ「飲食店DXのベストパートナー」となることを目指しており、その実現にあたっては、楽天グループ株式会社をはじめとするパートナー企業との連携をより一層強化・推進すると同時に、当社独自の強みである「人的サポート」と「デジタル活用」を通じて収集する「外食に関する情報資産」を分析・活用することにより、重点施策の推進力や実効性を高めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス及びリスク管理

当社は上記「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 経営方針」のとおり、「食でつなぐ。人を満たす。」とのパーパス（存在意義）のもと、世の中に対して新たな価値を提供し続け、より良い社会の実現に貢献していく企業であり続けたいと考えております。その実現に向けて、社会課題の変容や人的資本の活用等、当社を取り巻くサステナビリティに関するリスクや機会、またそれらに対する対応を、適宜経営執行会議において審議し、取締役会へ報告しております。またコーポレート・ガバナンスに関する事項については、コンプライアンス・リスク管理委員会において重要な問題を審議し、その結果を取締役会へ報告するほか、取締役会の任意の諮問機関として設置するガバナンス委員会において適宜審議しております。

なお、サステナビリティ関連のリスクを含む当社グループ全体のリスク管理については、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員の制定する「リスク管理基本規程」において、その基本方針及び推進体制の概要を定めております。詳細については、下記「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治に関するその他の事項 口. 損失の危険に関する規定その他の体制」をご参照ください。

### (2) 戦略、指標及び目標

当社は「食」を事業領域としているため、「食」に関連する多様な社会課題に対し積極的に取り組む責任があると考えております。例えば、飲食店検索・予約メディアの運営者として消費者の「食」をより安全・安心で豊かなものにするための信頼性の高い情報発信の徹底、環境や社会の変容に強い飲食店経営モデルへの進化の支援、優れた日本の食文化・技術の発信・普及、後世への承継等について、当社が創業来構築・蓄積してきた外食に関わる方々とのネットワークや外食に関するデータベース、それらを活かした飲食店支援のノウハウ等を活用・発揮し取り組むことで、外食産業や食文化の持続的な発展に貢献すると同時に、当社中核事業である飲食店支援の持続的成長はもとより、新規事業の創出等による当社企業価値の更なる拡大へとつながると考えております。

また当社は創業来、営業をはじめとした「人」の力が築く、外食産業に携わる「人々」との絆を重視し事業を展開しております。「人と人とのつながり」が持つ互いの価値を高め合う力を信じ、大切に想う当社だからこそ、当社の多様な人材が個性や能力を発揮できる環境の整備のほか、外食に携わる方々の才能の発掘や育成、生産性向上を通じた労働環境の改善等、「人」に関わる様々な社会課題の解決に向けて積極的に取り組んでおります。

なお当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

当社は、事業環境の変化に対応し絶え間ない価値創造が可能な強い組織を実現することで、パーパスの実践と企業価値の持続的な拡大を果すため、2020年に「働き方進化プロジェクト」を発足いたしました。本プロジェクト

では、以下の3つの「シフト」による「Smart Work Shift（生産性高く、主体的かつ効率的な働き方）」をコンセプトとし、社員の働きやすさの向上（社内環境整備等）と、やりがいの向上（人材育成を含む人事制度の強化等）による働きがいの向上に取り組んでおります。

「Smart Work Shift（生産性高く、主体的かつ効率的な働き方）」

- ・ Workstyle Shift（個人にあった働き方）
- ・ Ownership Shift（一人ひとりが主役）
- ・ Management Shift（生産性向上、価値創造の促進）

「働き方進化プロジェクト」における具体的な施策は以下のとおりです。

施策		実施時期	
ダイバーシティ推進部署の設立（注）		2015年11月	
働きやすさの向上 （社内環境整備等）	働き方の 柔軟性・多様性の向上	就業場所の拡大	2020年12月
		遠隔勤務制度の導入	2021年4月
		フレックスタイム制度の導入	2021年10月
		出社とリモートワークを併用する 「Hybridな働き方」の導入	2021年10月
	仕事のしやすさの向上	リモートワーク下における コミュニケーションガイドの作成	2020年10月
		マネジメントハンドブックの作成	2021年2月
やりがいの向上 （人事制度強化等）	成長実感の向上	社内公募制度の強化	2019年より随時
		全社員及び役職、職種毎の役割定義の明確化	2021年7月
		e-ラーニングシステムの全社導入	2021年7月
	貢献実感の向上	表彰制度の見直し	2021年より随時
パルスサーベイ（従業員意識調査）の導入		2022年12月	

（注）「働き方進化プロジェクト」発足以前からの取り組み

2024年3月期におきましても人的資本経営の推進を当社の主要施策の一つと位置付け、2023年4月に評価・報酬に関する人事制度の改定を実施したほか、今後も引き続き、人材育成体系及び施策の強化、タレントマネジメントシステムによる人材の可視化及び分析等の強化、またこれらの施策に関する定量的な指標・目標の設定と進捗管理に取り組むことで、社員のエンゲージメント向上、ダイバーシティの推進を実現し、パフォーマンスの向上やイノベーションの創出による企業価値の持続的な拡大を目指してまいります。

他方、当社の企業活動及び事業の対象である外食産業は、地域社会や地球環境との強い結びつきの中で成り立っていることから、食を通じた地域社会振興への貢献や、当社及び外食産業の環境負荷低減、健全で透明性の高い経営の実践等、当社及び外食産業が社会・地球の一員として果たすべき役割・責任を認識し、行動に移しております。これにより、当社事業の発展の阻害要因となり得る社会的・環境的リスクを低減し、持続的な企業価値の拡大へと繋げてまいります。

上記に関する具体的な事業及び企業活動については、当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://corporate.gnavi.co.jp/profile/sustainability/>

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、以下の記載における将来に関する事項については、提出日現在において当社グループで想定される範囲で記載したものであります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

#### 外食市場の変化による影響について

当社グループの連結売上高の大部分を占める飲食店販促サービス売上については、その成長を有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高の増加に依存しているため、外食市場の動向、飲食業界の業況及び大口取引先の販売促進政策の変更並びに消費者行動の変動により影響を受けます。このため、人手不足のさらなる深刻化や原材料価格・光熱費の高騰、また、テレワークの浸透、外出自粛要請・行動制限の影響及び飲食店検索行動の変化といった消費者側の変化が飲食店の収益の悪化につながった場合には、有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高が減少することにより、当社業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループは、飲食店の販促に留まらず経営全体を支援するというコンセプトは継承しつつ、飲食店の生産性向上に直結する集客活動・店舗運営のDX支援にフォーカスし、飲食店の販促支援企業から飲食店DXのベストパートナーへと進化することで、業績の回復・再成長につなげてまいります。

#### 今後の事業展開について

当社グループでは、「食でつなぐ。人を満たす。」というパーパス（存在意義）を掲げ、飲食店の販促支援に留まらない多面的な事業ポートフォリオを構築することを目指しておりますが、必ずしも想定通りに計画が進捗する保証はなく、また新規事業に関しては想定以上に人材の確保、設備の増強等追加的な費用が発生することがあるため、業績に影響を与える可能性があります。また、事業拡大の手段として企業合併又は買収等を行うことがありますが、想定通りに効果が得られない可能性もあります。

そのため、新規事業等の事業計画については、経営執行会議でその進捗や収支計画、万一計画通りに進捗しなかった場合の撤退リスク・費用等を十分に評価する等の対策を講じております。

#### ユーザーの支持獲得について

当社グループは、主として「ぐるなび」のコンテンツの魅力を高めてユーザー数を増加させることにより飲食店の販売促進ツールとしての「ぐるなび」の価値を増大させ、加盟飲食店への送客を増加させることで収益増加を図っております。

今後、競合他社の動向や業種を超えた飲食店向けサービスの出現・進化によって「ぐるなび」の相対的競争優位性が低下し、「ぐるなび」がユーザーの支持を失った場合、飲食店の販売促進ツールとしての「ぐるなび」の価値の低下や送客数の伸び悩みにより、加盟飲食店が減少するなど業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループは、1億人以上を数える楽天会員にとって最も利便性、利得性の高いネット予約メディアを目指し、当社会員との連携をさらに拡大し、楽天ポイント利用等、楽天IDによる決済機能の実装のほか、掲載情報の拡充に向けた外部サービスとの連携等の取組みを強化することでユーザー数の維持・拡大を図り、送客力・費用対効果の向上を通じ、有料加盟店舗数及び店舗あたり契約高の増大につなげてまいります。

#### 事業環境の変化へ対応するための投資について

当社グループはITを事業基盤としており、サービスの価値向上のために有効と思われる技術は積極的に取り入れておりますが、ITの進歩はめまぐるしいため、今後利用価値の高い新技術が出現した場合、導入している技術が陳腐化して、ネットワーク関連機器及びソフトウェア等の開発あるいは導入にかかる投資が予想以上に増加し、業績に影響を与える可能性があります。

そのため、最新の技術動向を常時把握するとともに、必要に応じて速やかに最新技術に投資できるよう資金の確保に努めております。

#### 楽天グループ株式会社との関係について

当社は、インターネットサービス事業における高いシナジーの実現と、これによる今後の当社グループの業績拡大と発展を期待し、楽天グループ株式会社（以下「同社」といいます。）との間で資本業務提携関係にあり、同社は2023年3月31日現在、当社の議決権の16.63%を保有する主要株主かつ筆頭株主となっております。

当社の経営の重要な意思決定において、同社の事前承認や事前報告が必要な事項はなく、また当社と同社との

間における取引関係も独立した第三者間と同様の一般的な取引条件で行っており、同社からの独立性は確保されている状況にあります。将来的にこの関係が解消される可能性は極めて低いと考えておりますが、万一維持されなくなった場合には、飲食店への送客力の低下に伴う収益の減少、あるいは当社グループの事業展開や資本政策への影響をもたらす可能性があります。

これに対し当社グループは、楽天ID連携会員数をさらに伸ばし、楽天エコシステムにおける外食のプレゼンスを向上させるなど、緊密かつ相互的な協力関係を構築することにより、両者の発展に貢献するよう努めてまいります。

#### 人材の確保について

当社グループでは、事業領域の拡大に伴って人材の確保と育成が重要な課題となっております。適正な人材の獲得・育成・維持・確保が計画通りに進まない場合や、適正な人材が社外に流出した場合には、期待していた収益を得られず、業績に影響を与える場合があります。

そのため、内部での人材育成と抜擢を重視し、多種多様な求人手段を活用して外部からの人材登用にも取り組んでいます。また、「新しい働き方」の実施等により、やりがいと働きやすさの両立を図ることで、人材流出を防止しております。

#### 開発体制について

当社グループでは、常に新しいサービスを創造するため、積極的に開発人員を投入しています。しかし、計画通りに開発要員を確保できない場合や、開発計画と人員数・開発スキルのバランスが崩れると、事業の進行が遅れ、期待していた収益を得られないなど、業績に影響を与える可能性があります。また、開発投資の実行に対して想定通りの効果を得られない可能性もあります。

これに対し当社グループでは、多様な求人手段を活用して社員の採用を図るとともに、計画的かつ効率的な開発人員の配置やスキル向上に努めております。

#### システムに関わるリスクについて

当社グループのサービスはインターネット上で提供されており、インターネットの接続環境及び社内外のコンピュータネットワーク等のインフラが良好に稼動することに大きく依存しております。しかし、社外からの破壊的な行為、社内での人的ミス、又は自然災害等によりシステムダウン等の障害が発生した場合、顧客に対するサービス提供の停止又はユーザー情報の消失等が発生するおそれがあります。その結果、サービス利用料の減収やユーザーに対する補償が生じたり、当社グループに対する信頼性の低下を招いたりすることによって、業績に影響を与える場合があります。

そのため、当社グループは、コンピュータネットワークシステムに関して、バックアップセンターの強化、各種サーバーの増強及び冗長化、サーバールーム入室認証システムの導入並びに社内コンピュータネットワーク利用状況監視システム等、可能な限りの対策を行っております。

#### 資金繰りについて

当社グループは、将来の成長や投資活動のために追加の資金調達が必要な場合がありますが、金融市場の変動や信用状況の悪化などにより、必要な資金調達が制約される可能性があります。また、予期せぬ事象が発生した場合、予算外の費用が発生する可能性があります。これらの資金繰りに関するリスクが顕在化した場合、当社グループの財務計画や運営に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、資金繰りの健全性を確保するために、適切なキャッシュフロー管理やリスク管理を実施しています。また、必要に応じて増資や借入の検討を行い、適切な資金繰りを確保する努力を行っております。

#### 知的財産権について

当社グループのサービスに関する技術及びノウハウ、あるいはサービス名などに関する特許権・商標権等を他社が先に取得しているなど、必要な知的財産権を保有していないことにより、サービスの開発又は販売等に支障が生じ、業績に影響を与える可能性があります。また、今後、当社の知的財産権侵害を理由とする訴訟等が発生しないとは限らず、かかる事態が発生した場合には、多額のライセンス料又は損害賠償の支払など、業績に影響を与える可能性があります。

これに対し当社グループでは、知的財産に関する専門部署を設置して、知的財産権の適切な出願、侵害の防止

等その管理に努めており、新規に開発したサービスで知的財産権の対象となる可能性のあるものについては、必要に応じて特許権・商標権等の出願を行っております。

#### 個人情報の取扱いについて

当社グループのサービスでは広く会員を募っており、会員登録に伴い各種の個人情報を取得しております。したがって、外部からの侵入者及び当社グループ関係者並びに業務委託先等により会員の個人情報が外部に流出して不正に使用された場合、損害賠償請求等当社グループの責任を問われるとともに、当社グループの評判が低下し、業績に影響を与える場合があります。

これに対し当社グループでは、個人情報を含む秘密情報の保護・管理に関する専門部署を設置した上で、コンピュータシステムにおけるセキュリティの強化を常時行うとともに、個人情報保護に関する各種規程を定めて運用しており、また、ユーザーに対しても当社グループのサイト上にプライバシーポリシーを掲出し取り組みを明示しております。

#### インターネットを巡る法的規制の現状と今後の可能性及び影響について

インターネットの普及と技術の進歩により、データの収集や利用、オンラインプラットフォームの運営などに関する法的な課題や懸念が存在していますが、インターネットユーザーや関連事業者を対象とした新たな法的規制が制定された場合、情報表示や個人情報の取り扱いに関する大規模な改修などが必要となるほか、開発や運営における労力が増加する可能性があります。また、規制の遵守やそれに準拠するための対応策やコンプライアンス体制の整備が必要となる可能性があります。これらの要因により、運営コストが増加することにより、業績に影響を与える可能性があります。

そのため、当社グループでは、法的規制の動向を注視し、適切なコンプライアンス体制の整備と対応策の検討を随時行っております。

#### 震災等の巨大災害の発生について

震災等の巨大災害が大都市で発生した場合には、多数の飲食店等の顧客に甚大な被害が生じるほか、当社の人員、施設、システム等にも著しい損害が発生することが予想され、顧客やサービス提供の基盤の喪失により、収益に重大な影響を及ぼす可能性があります。

これに対し当社グループは、サーバーの冗長化や事業継続計画の策定など、事業基盤を維持するための様々な対策を講じております。

#### 海外子会社及び海外事業について

海外子会社及び海外事業においては、当該国の政治・経済情勢や規制状況の変化に起因した代金回収や事業遂行の遅延・不能等が発生する場合があります。業績に影響を与える場合があります。

#### 訴訟

当社グループがステークホルダーを含む第三者から損害賠償請求などの訴訟を起こされた場合、当社グループの事業展開に支障が生じたり、保有するブランドイメージを毀損したりする場合があります。また金銭的負担により、業績に影響が出る場合があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況及び当該経営成績等に関する経営者の視点による認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症を背景とした行動制限等の厳しい状況が緩和される中で、持ち直しの動きがみられました。当社サービスの対象である外食産業においても飲食店の売上高は業態によってばらつきはあるものの総じて回復基調にありましたが、その一方で原材料価格・光熱費の上昇や人材不足等経営環境には厳しさや先行き不透明感がみられました。

当社は当期、不透明な事業環境の中においても着実に中核事業を回復し第4四半期を黒字とすること、また中長期的な当社の事業成長を牽引する新たな事業・サービスを構築することを目指し、主に下記の取り組みを進めてまいりました。

中核事業である飲食店支援の回復と再成長に向けて、販促支援領域においては、加盟飲食店への送客力を高めARPUの向上や解約率の低減を図ることを目的に、ポイント付与やネット予約クーポンの配布を軸としたネット予約促進キャンペーンの展開、より販促効果の高い加盟プランへのプランアップ提案等に注力し、これらの取り組みの結果、当第4四半期におけるストック型サービスのARPUは前年同期より37%上昇いたしました。また業務・経営支援領域においては、モバイルオーダーサービス「ぐるなびFineOrder」に関し、連携するPOSレジシステムの拡大や「楽天ポイント」との連携をはじめとした機能拡充のほか、導入店舗における円滑な利用促進のためのサポート強化等を通じた契約企業数の拡大に注力し、導入店舗では業務効率化だけでなく客単価向上等の効果が現れています。その他、販促分野に留まらない総合的な飲食店支援サービスの拡充や人材交流を通じた社員の育成等を目的とし5月に株式会社テンポスホールディングスと業務提携契約を、外食産業のDX推進を加速すべく飲食店の様々な業務領域においてデジタルを活用した支援ツールを企画・開発・提供することを目的に12月に株式会社オプティムと資本業務提携契約をそれぞれ締結いたしました。

飲食店支援以外の新たな取り組みとして、商業施設の飲食エリアのコンセプト設計から店舗誘致・構築、フロア運営までを総合的にプロデュースする店舗開発事業において4月に鹿児島県、5月に愛知県、11月に東京都の商業施設にそれぞれフードホールをオープンしたほか、食を通じた地域振興施策として総務省の「地域活性化起業人制度」を活用した従業員の派遣を全国13の地域へと拡大、6月には当社が運営するECサイトにおいて「ふるさと納税」サービスの取り扱いを開始いたしました。また9月には予約が困難な飲食店の席確保や予約代行等の付加価値の高い食体験サービスを提供する有料会員制サービス「PREMIUM GOURMET CLUB」を開始いたしました。

加えて早期の業績回復と中長期的な利益創出に向け、注力サービスの絞り込みや業務効率化による経営資源配分の見直しにも取り組み、具体的には、7月に「楽天ぐるなびデリバリー」及び「楽天ぐるなびテイクアウト」のサービスを、2月にマルチ決済サービス「ぐるなびPay」を、3月にPOSレジサービス「ぐるなびPOS+（ポスタス）」を終了したほか、12月に連結子会社である株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティを解散いたしました。また売上回復にかかる期間における固定費の低減等を目的に業務提携先企業等への従業員の出向を5月以降順次実施いたしました。

また、当社はコロナ禍からの業績回復・再成長の実現のため、第三者割当増資により事業推進に係る設備資金や運転資金を調達する等、前期より財務基盤の強化を図ってまいりました。当期においてはより一層の運転資金の充実及び財務基盤の強化のため8月に株式会社商工組合中央金庫より資本性劣後ローンによる2,200百万円の、また1月に上述の資本業務提携に伴う第三者割当増資によりオプティムより300百万円の資金調達を実施いたしました。

以上の活動の結果、当社の当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

財政状態について、当連結会計年度末の総資産は、流動資産が上述の資金調達等による現金及び預金の増加を主因に1,369百万円増加した一方で、固定資産が本社オフィスの縮小等による敷金及び保証金の減少を主因に475百万円減少したことから、前連結会計年度末より893百万円増加し13,001百万円となりました。

負債については、上述の資本性劣後ローンによる資金調達により長期借入金が増加したことを主因とし、前連結会計年度末より2,846百万円増加し6,102百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純損失2,286百万円等により前連結会計年度末より1,953百万円減少し6,898百万円となりました。

経営成績について、当連結会計年度の売上高は12,296百万円（前連結会計年度は12,852百万円）となりました。事業区分別の売上高は下表のとおりです。

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	対前期 増減率 (%)	
	金額(千円)	金額(千円)		
基盤事業	飲食店販促サービス			
	ストック型サービス	8,412,290	7,863,974	6.5
	スポット型サービス	1,579,564	1,118,196	29.2
	小計	9,991,854	8,982,170	10.1
	プロモーション	1,361,331	1,282,249	5.8
小計	11,353,185	10,264,419	9.6	
関連事業	1,499,119	2,031,647	+35.5	

合計	12,852,305	12,296,066	4.3
----	------------	------------	-----

飲食店販促サービスのうちストック型サービスについては、前期において受注の低調により売上の減少が続き、当期の期初におけるベース売上が低水準だったことを主因とし前期を下回りましたが、上述の販促支援領域における取り組み等が奏功し、当期においては第1四半期をボトムに四半期毎に売上が回復いたしました。スポット型サービスについては、2021年9月に新たな加盟プランを開始したことに伴う手数料の改定によりネット予約手数料売上が減少したことのほか、上述のデリバリー及びテイクアウトサービスの終了により、前期を下回りました。

関連事業については、上述の店舗開発事業において商業施設からの収益を計上したほか、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」の回復等により前期を上回りました。

費用面については、採用の抑制及び自然減による従業員の減少と上述の出向施策により人件費が減少したほか、注力サービス・施策の絞り込みによる業務委託費や広報・販促費の減少等により前期を下回りました。

以上の結果、営業損失は1,724百万円（前連結会計年度は4,786百万円の損失）、経常損失は1,664百万円（前連結会計年度は4,692百万円の損失）となりました。なお当連結会計年度において固定資産の減損処理に伴う減損損失690百万円を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は2,286百万円（前連結会計年度は5,768百万円の損失）となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純損失の計上により、1,042百万円の支出（前連結会計年度比3,603百万円の支出減）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、ソフトウェア（442百万円）及び有形固定資産（289百万円）の取得等による支出があった一方、投資有価証券の売却（399百万円）、本社オフィスの縮小に伴う敷金及び保証金の回収（364百万円）等の収入があったことから、123百万円の支出（前連結会計年度比813百万円の支出減）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に上述の長期借入金による収入2,200百万円、第三者割当増資300百万円により、2,449百万円の収入（前連結会計年度は4,994百万円の収入）となりました。

当社グループにおける主な資金需要は、営業活動等に係る人件費やサービスの制作・運用に係る外注費、事務所賃借料等の運転資金のほか、サービスの拡大・強化に係るソフトウェア投資等の設備資金です。資金調達につきましては、基本的に内部資金を活用しておりますが、事業環境の変化を見据え、適宜外部資金の調達を実施しております。

なお、生産実績については、当社グループは飲食店販促支援事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。また、当社グループの主たる業務である飲食店販促支援事業は、提供するサービスの性格上、受注の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は総額696百万円であり、その主なものはソフトウェアの取得であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)	従業員数 (人)
		敷金及び 保証金	
本社 (東京都千代田区)	事務所	219,449	740
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	事務所	4,358	13
大阪営業所 (大阪市北区)	事務所	54,185	84
福岡営業所 (福岡市博多区)	事務所	3,859	9
ぐるなびフードホールワイ (名古屋市)	転貸用店舗	25,000	-
ぐるなびDining Park (鹿児島市)	転貸用店舗	8,552	-

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しております。  
2. 上記の事業所は全て賃借であります。  
3. 上記の他、設備のないシェアオフィスの営業拠点を12か所設置しております。

(2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(人)
			敷金及び保証金		
(株)ぐるなび総研	東京都千代田区	事務所	-		1
(株)ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区	事務所	6,555		24
(株)Gダイニング	東京都千代田区	事務所	30		44

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数は就業人員数を記載しております。  
3. 上記の事務所は全て賃借であります。

(3) 在外子会社

2023年3月31日現在

会社名	所在地	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数(人)
			敷金及び保証金		
咕都媽咪(上海)信息咨询有限公司	中国上海市	事務所	1,554		11

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数は就業人員数を記載しております。  
3. 上記の事務所は全て賃借であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、業容の拡大に伴う投資効率、顧客へのサービス品質の維持・向上を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社	東京都千代田区	インターネット 検索サービス関連 ソフトウェア	700	-	自己資金	2023年4月	2024年3月	サービス 品質向上
本社	東京都千代田区	ネットワーク 機器関連	50	-	自己資金	2023年4月	2024年3月	サービス 品質向上
本社	東京都千代田区	店舗設備	350	-	自己資金	2023年4月	2024年3月	サービス 拡充

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,000,000
A種優先株式	3,400,000
計	187,400,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	56,903,800	56,903,800	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
A種優先株式	3,400,000	3,400,000	非上場	単元株式数 1株 (注)2
計	60,303,800	60,303,800		

(注)1 「提出日現在発行数」欄には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(注)2 会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款により定めた内容及びA種優先株式の内容は以下のとおりです。また、下記3.議決権に記載の通り、会社法第322条第2項に規定する事項を定款に定めております。なお、議決権を有しないこととしているのは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

## 1. 剰余金の配当

## (1) 優先配当金

剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。但し、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（下記(3)に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。

## (2) 優先配当金の額

A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。但し、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。

## (3) 累積条項

ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本(3)において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(4) 非参加条項

A種優先株主等に対して優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

2. 残余財産の処分

(1) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（下記4.(1)に定義する。但し、下記4.(2)に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。

(3) 非参加条項

A種優先株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、下記4.(2)に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金及び償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（以下に定義する。）とする優先配当金日割計算額（以下に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。「日割計算基準日」とは、償還請求又は強制償還（下記13.に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。）（但し、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。

(3) 償還請求受付場所

東京都千代田区有楽町1丁目1番2号  
株式会社ぐるなび

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時又は償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思に拘わらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（但し、上記4.(2)に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」とい

う。)。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選又は比例按分により当社の取締役会において決定する。

6. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## イ. 平成23年12月発行新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	2011年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6
新株予約権の数(個)	80 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2011年12月10日 至 2041年12月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 312 資本組入額 156 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 調整後付与株式数については、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- また上記のほか、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とします。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価311円を合算しております。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができるものとします。
  - (2) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。
  - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

## □. 2018年4月発行新株予約権

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 467
新株予約権の数(個)	1,604 [1,550] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 160,400 [155,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,519 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,886 資本組入額 943 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日(2023年5月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数を適用する日については、注記2(2)を準用します。
- また上記のほか、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整します。付与株式数の調整を行うときは、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。
2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。
- 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)とし、割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値とします。ただし、行使価額の調整は、以下のとおりとします。

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次の算式(以下「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



## (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)これを適用します。

上記(1) 及び に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への株式無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整します。行使価額の調整を行うときは、適用日の前日までに必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

## 3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,519円と付与日における公正な評価単価367円を合算しております。

## 4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

## 5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

## (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

## (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定します。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること、若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定します。

八. 2020年9月発行新株予約権

決議年月日	2020年8月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 7
新株予約権の数(個)	201 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年9月25日 至 2025年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 684 資本組入額 342 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」といいます)に通知又は公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告します。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価683円を合算しております。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができません。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役(社外取締役を除きます)、執行役員、監査役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、諸般の事情を

考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。

- (3) 新株予約権の相続は認められないものとします。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができるものとします。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます）からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができません。

割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33.4%について行使することができるものとします（行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。

割当日の2年後の応当日から割当日3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66.7%（ただし、割当日2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66.7%までとします）について行使することができるものとします（行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。

割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができるものとします。

#### 5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限り）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限り）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限り）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいいます。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定します。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

##### (8) 新株予約権の取得条項

以下の、  
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年7月30日 (注)1		48,675,100	2,234,300	100,000	2,884,780	
2021年7月31日～ 2021年10月3日		48,675,100		100,000		
2021年10月4日 (注)2	7,449,400	56,124,500	1,650,042	1,750,042	1,650,042	1,650,042
2021年10月4日 (注)2		56,124,500	1,650,042	100,000	1,650,042	
2021年10月5日～ 2021年12月9日		56,124,500		100,000		
2021年12月10日 (注)3	A種優先株式 3,400,000	59,524,500	850,000	950,000	850,000	850,000
2021年12月10日 (注)3		59,524,500	850,000	100,000	850,000	
2021年12月11日～ 2023年1月29日		59,524,500		100,000		
2023年1月30日 (注)4	779,300	60,303,800	150,015	250,015	150,015	150,015
2023年1月30日 (注)4		60,303,800	150,015	100,000	150,015	
2023年1月31日～ 2023年3月31日		60,303,800		100,000		

(注)1 当社の今後の柔軟な資本政策を確保するため資本金及び資本準備金の減少を行ったものであります。

(注)2 2021年10月4日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が7,449,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,650,042,100円増加しておりますが、同日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ1,650,042,100円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

普通株式 第三者割当

発行価格 443円(1株あたり)

資本組入額 221.5円(1株あたり)

割当先 楽天グループ株式会社、株式会社SHIFT、滝久雄、杉原章郎、株式会社エクス・ブレイン

(注)3 資本金及び資本準備金がそれぞれ850,000,000円増加しておりますが、同日を効力発生日として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

A種優先株式 第三者割当

発行価格 500円(1株あたり)

資本組入額 250円(1株あたり)

割当先 SMBCCP投資事業有限責任組合1号

(注)4 2023年1月30日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が779,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ150,015,250円増加しておりますが、同日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ150,015,250円減少し、その他資本剰余金に振り替えております。

普通株式 第三者割当

発行価格 385円(1株あたり)

資本組入額 192.5円(1株あたり)

割当先 株式会社オプティム

(5) 【所有者別状況】  
普通株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	10	28	108	46	65	20,574	20,831	-
所有株式数(単元)	-	60,910	11,370	190,106	15,425	720	290,356	568,887	15,100
所有株式数の割合(%)	-	10.70	1.99	33.41	2.71	0.12	51.03	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,128,462株は、「個人その他」に11,284単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれておりません。

2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が18単元含まれております。

A種優先株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	1	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	3,400,000	3,400,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1	9,274,600	15.67
滝 久雄	東京都大田区	7,097,800	11.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,168,200	7.04
SMBCCP投資事業有限責任組合1号 (注)1	東京都千代田区丸の内1-1-2	3,400,000	5.75
株式会社SHIFT	東京都港区麻布台2-4-5	2,257,300	3.81
公益財団法人日本交通文化協会	東京都千代田区有楽町1-1-3	1,862,800	3.15
杉原 章郎	東京都渋谷区	1,277,858	2.16
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木2-28-12	1,128,500	1.91
東京地下鉄株式会社	東京都台東区東上野3-19-6	973,600	1.65
滝 裕子	東京都港区	847,000	1.43
計		32,237,658	54.56

(注) 上記のほか、自己株式が1,128,462株あります。

所有議決権数

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1 - 14 - 1	92,746	16.63
滝 久雄	東京都大田区	70,978	12.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	41,682	7.48
株式会社SHIFT	東京都港区麻布台 2 - 4 - 5	22,573	4.05
公益財団法人日本交通文化協会	東京都千代田区有楽町 1 - 1 - 3	18,628	3.34
杉原 章郎	東京都渋谷区	12,609	2.26
小田急電鉄株式会社	東京都渋谷区代々木 2 - 28 - 12	11,285	2.02
東京地下鉄株式会社	東京都台東区東上野 3 - 19 - 6	9,736	1.75
滝 裕子	東京都港区	8,470	1.52
株式会社オプティム	佐賀県佐賀市本庄町 1	7,793	1.40
計		296,500	53.17

(注) 1 上記 所有株式数別に記載しているSMBCCP投資事業有限責任組合1号のA種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、A種優先株式は、2021年11月30日開催の当社臨時株主総会においてその発行が承認され、2021年12月10日に払込みが完了したもので、所有者は下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済み株式」に記載しております。

A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%)
SMBCCP投資事業有限責任組合1号	東京都千代田区丸の内 1 - 1 - 2	3,400,000	
計		3,400,000	

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 3,400,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,128,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 55,760,300	557,603	(注) 2
単元未満株式	普通株式 15,100		
発行済株式総数	60,303,800		
総株主の議決権		557,603	

(注) 1 A種優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況(1) 株式の総数等 発行済み株式」に記載のとおりであります。

(注) 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,800株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数18個が含まれております。



【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ぐるなび	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	1,128,400		1,128,462	1.98
計		1,128,400		1,128,462	1.98

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (自 2023年4月1日 至 2023年5月31日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	1,128,462	-	1,128,462	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題として捉えており、企業価値の最大化を念頭に健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ収益状況に応じた利益還元を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の配当を行うこと、また毎年9月30日又は3月31日を基準日とし配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の普通株式に係る配当については、上述の当期連結業績を踏まえ、現時点において外食産業の復興のための事業展開に備えた内部留保の確保が最も重要な課題であること等から、誠に遺憾ながら、無配といたしました。A種優先株式に係る配当については、定款及び発行要項の定めに基づき1株当たり45,000円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年3月29日 取締役会決議	A種優先株式	153	45,000

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、株主重視の原則の下、取締役の経営責任を強く意識しており、不正の防止及び意思決定過程の明確化、業務執行内容についての合理性も確保が図られるようなコーポレート・ガバナンスのあり方を充実させていくことを基本方針としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ．コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社では2023年6月21日開催の第34回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

取締役会は、代表取締役1名を含む10名の取締役（うち社外取締役7名）により構成され、原則として毎月開催し、経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

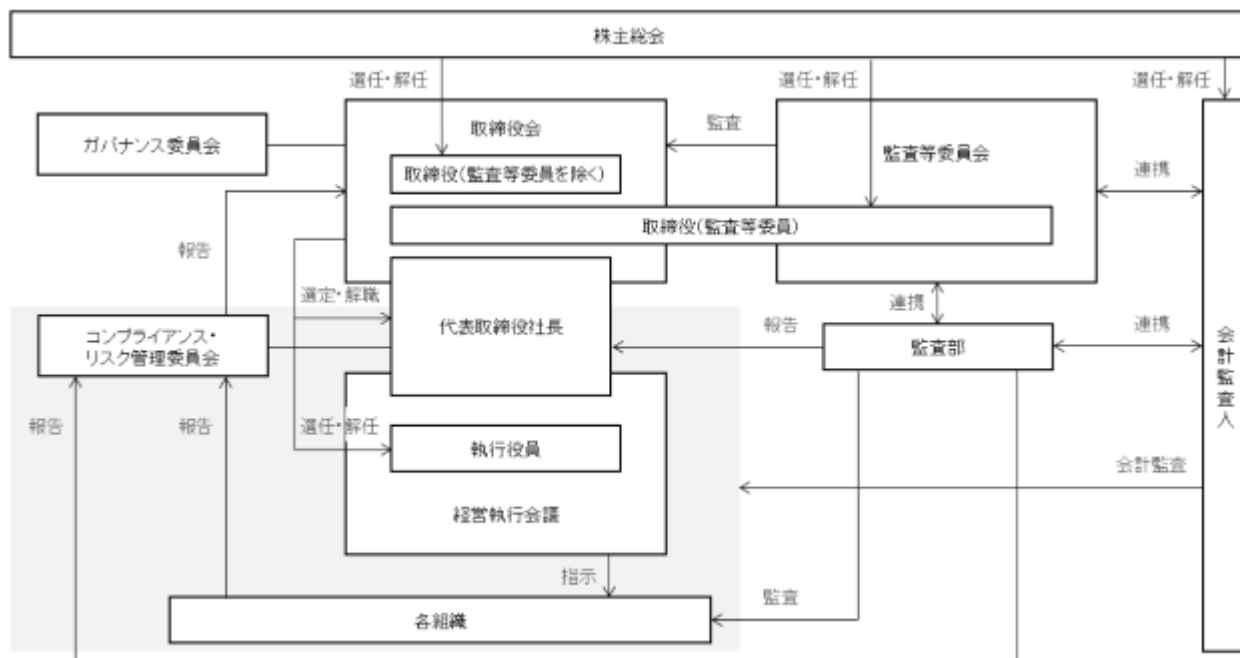
監査等委員会は、4名の監査等委員（うち社外取締役3名）により構成され、原則として毎月開催しております。監査等委員会には常勤監査等委員を置き、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の職務執行状況を監査しております。

また、代表取締役を含む経営陣幹部及び取締役の指名と報酬決定のプロセスの透明性を確保し、これにより取締役会の監督機能、独立性、客観性及び説明責任を強化すること並びに当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の任意の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しております。

なお、上記社外取締役7名のうち5名について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（以下「独立役員」という。）として指定し、同取引所に届け出ております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会による監督機能と執行役員による業務執行機能を分離し、ガバナンスを強化しております。さらに、取締役会で決議した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を審議し、あわせて業務執行の意思決定を行うために経営執行会議を設置し、これを定期的で開催しております。経営執行会議は、代表取締役社長及び執行役員で構成され、常勤監査等委員も出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



機関ごとの構成員は以下のとおりであります。( は議長・委員長、○は構成員)

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	ガバナンス委員会
取締役会長	滝 久雄	○		
代表取締役社長	杉原 章郎			○
取締役 (社外取締役)	月原 紘一	○		
取締役 (社外取締役)	藤原 裕久	○		
取締役 (社外取締役)	武田 和徳	○		
取締役 (社外取締役)	小野 由衣	○		
取締役	鈴木 清司	○		
取締役 (社外取締役)	南木 武輝	○	○	○
取締役 (社外取締役)	佐藤 英彦	○	○	
取締役 (社外取締役)	石田 義雄	○	○	

#### ロ．当該体制を採用する理由

当社では、筆頭株主出身の代表取締役社長と大株主である取締役会長が経営陣に加わり、株主の立場をふまえて企業理念を実践し、企業価値の向上に努めております。かかる企業価値向上への取組みによって一般株主の利益保護も図られていると考えてはおりますが、一般株主の目線から見た場合、大株主の利益に偏り一般株主の利益を損なうおそれがないのかといった懸念が生じる可能性もあります。そこで、このような懸念を払拭すべく、4名の監査等委員である取締役(うち3名は独立役員)が、取締役会における議決権の行使及び適法性・妥当性の監査・監督を背景としたコントロールを業務執行全般に対し及ぼしております。また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名と報酬に関する任意の仕組みであるガバナンス委員会を活用することにより、一般株主の利益保護にも十全を期しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ．内部統制システムの整備の状況

当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員(以下「取締役等」という。)、使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するために以下の体制を構築しております。

(1) 当社は、当社グループ(当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。)のコンプライアンスに関する基本方針を以下のとおり制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、使用人に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

私たちがぐるなびは、「食でつなぐ。人を満たす。」というPURPOSEのもと、食の可能性を信じ、世界中のヒト・モノ・コトをつなげ、人が満たされる場を創出する企業として存在しています。

その存在価値を最大化するためには、役員や社員一人ひとりが、法令や社会規範の順守は当然として、当社グループと取り巻くすべてのみなさまからの信頼に応え、企業市民として期待される社会的責任を果たすことが不可欠です。

そこで、当社は、「株式会社ぐるなび コンプライアンス指針」として次頁の項目を定め、実践していくことをお約束します。

- お客様の視点に立ち、お客様が満足するサービスを提供し、信頼の向上に努めます。  
お客様の声を誠実に受け止め、サービスの向上に活かします。お客様に正しい情報を提供することに努めるとともに、他人の知的所有権を侵害しません。
- 社員の人権と人格を尊重し、働きやすい職場づくりに努めます。  
理念体系に定める3つの「社員との約束」を守るとともに、多様性を尊重します。差別やハラスメントには厳正に対処し、安心して働ける会社を目指します。
- 取引先とは常に対等な関係を保ち、公正な取引を実践します。  
取引先とは公正・公平な関係を維持し、お互いが発展するために努力します。健全な競争を行い、食に関わる全ての業界が一層発展することを目指します。

いかなる反社会的勢力とも関係を持ちません。

4. 情報を、適切に管理および利活用します。

高度な情報セキュリティ環境を構築し、不正な手段により情報を得ようとする者から当社の情報を守ります。

情報を適切な手続きを経て入手するとともに、安全かつ世の中に貢献できるサービスを提供するために利活用します。

5. 透明性の高い企業運営に努めます。

事業を推進するために、適正な手続きを遵守します。会計に関する法令を順守した、適切な財務報告を実践します。

投資家の皆様に対し、適時・適切な情報を開示し、インサイダー取引の防止に努めます。

国、行政機関等から一定の目的をもって提供された資金（補助金、助成金、競争的研究費等）を適切に管理し、不正防止に努めます。

- (2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- (3) 当社は、当社グループ各社の役員、使用人がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の使用人が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、常勤監査等委員に報告するとともに、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「いかなる反社会的勢力とも関係を持ちません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。
- (5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。
- (6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社グループの役員、使用人に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

ロ. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理に関して以下の体制を構築しております。

- (1) コンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、当社グループ全体の危機管理基本規程及び大規模災害時対応要領を定め、当社グループ各社の役員、使用人に周知する。

ハ. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築しております。
- (2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有しております。

- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。
- (4) 当社子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行しております。

#### コーポレート・ガバナンスの実施状況

##### 取締役会・監査等委員会・ガバナンス委員会の開催、出席状況

- 取締役会は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、及び会社経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、監督機能を発揮しています。

氏名	取締役会出席状況 (出席回数 / 開催回数)
滝 久雄	12/13回
杉原 章郎	13/13回
月原 紘一	13/13回
佐藤 英彦	13/13回
藤原 裕久	13/13回
武田 和徳	13/13回
河野 奈保	0/ 2回
小野 由衣	11/11回

取締役河野奈保氏につきましては、2022年6月22日の第33回定時株主総会をもって任期満了で退任しております。

取締役小野由衣氏につきましては、2022年6月22日就任後の状況を記載しております。

- 監査等委員会設置会社移行前である当事業年度において、監査役会は、原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしておりました。当事業年度において監査役会は13回開催し、社外監査役の出席率は100%であります。
- ガバナンス委員会は、四半期に1回を目安に開催することとしているほか、必要に応じて臨時に開催することとしております。当事業年度においてガバナンス委員会は1回開催し、社外取締役の出席率は100%であります。
- 監査等委員会は、原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしております。

##### 取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨、また株主総会における取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

##### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

##### 自己株式の取得

当社は、業務、財産の状況その他の事情に対応して機動的に自己株式の取得を行うことができるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款

に定めております。

#### 議決権制限株式

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。

#### 取締役の責任免除

当社は、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その地位に基づいて行った行為に起因して株主代表訴訟を含む損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益若しくは便宜を得たこと、又は犯罪行為、不正行為、詐欺行為若しくは法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については保険契約の対象外にしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び重要な使用人として選任された従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。



(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 会長	滝 久雄	1940年2月3日生	1963年4月 三菱金属(株)(現三菱マテリアル(株))入社 1984年8月 (株)エヌケービーコンピュータサービス(現 (株)エヌケービーシステム開発)代表取締役 1989年10月 当社取締役 1993年6月 公益財団法人日本交通文化協会理事長(代 表理事、現任) 1999年12月 当社代表取締役会長兼社長 2001年6月 当社代表取締役会長 2004年3月 当社取締役会長 2005年10月 (株)滝久雄投資研究所(現(株)滝久雄ビジネス 研究所)代表取締役(現任) 同年12月 (株)フジトラ(現(株)フジトラベルセンター) 代表取締役(現任) 2010年2月 当社代表取締役会長 同年7月 当社代表取締役会長企画開発本部長 同年10月 (株)ぐるなび総研代表取締役社長(現任) 2011年4月 (株)エヌケービー取締役会長(現任) 2014年6月 当社代表取締役会長企画開発本部長兼 Let's事業推進部門長 2015年11月 当社代表取締役会長企画開発本部長 2016年6月 当社代表取締役会長 同年11月 当社代表取締役会長企画開発本部長 2019年6月 当社取締役会長(現任) 2021年12月 (株)レッツエンジョイ東京代表取締役相談 役(現任)	(注) 2	70,978
代表取締役 社長	杉原 章郎	1969年8月26日生	1996年3月 インターネットサービス会社起業 1997年2月 (株)エム・ディー・エム(現楽天グループ (株))の共同創業者として参画 1999年11月 楽天(株)取締役新規事業開発部部長 2000年10月 楽天ブックス(株)(現楽天グループ(株))代表 取締役社長 2003年3月 楽天(株)(現楽天グループ(株))取締役執行役 員 2006年4月 楽天(株)取締役常務執行役員EC事業カンパ ニー第二EC事業本部本部長 2007年7月 楽天(株)取締役常務執行役員CPO(Chief Produce Officer)開発編成統括本部本部長 2012年4月 楽天(株)取締役常務執行役員人事総務担当 役員 2016年3月 楽天(株)常務執行役員 2018年10月 楽天(株)常務執行役員オペレーションディ ビジョンCHO(Chief Health Officer)シ ニアディレクター(Operation Division) 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 2	12,789

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	月原 紘一 (注) 1	1947年10月25日生	1970年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行) 入行 1997年6月 同行取締役 2001年1月 同行常務執行役員 2003年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 2004年4月 同行専務取締役兼専務執行役員 2005年4月 同行専務取締役兼専務執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 専務執行役員 同年6月 同行副頭取兼副頭取執行役員 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 副社長執行役員 2006年4月 同行取締役 同年5月 三井住友カード㈱代表取締役社長 兼最高執行役員 2011年6月 三井住友カード㈱代表取締役会長 2012年6月 当社社外取締役(現任) 同年同月 三井住友カード㈱取締役会長 2013年6月 三井住友カード㈱特別顧問 同年同月 塩野義製薬㈱社外監査役 同年同月 エリーパワー㈱社外取締役(現任) 2016年4月 ㈱ヤマシタコーポレーション(現㈱ヤマシタ) 社外取締役(現任) 2017年6月 有限責任監査法人トーマツ I N E (独立非 業務執行役員) 2017年11月 三井住友カード㈱顧問(現任) 2018年6月 デロイトトーマツ合同会社 I N E (独立非 業務執行役員)	(注) 2	123
取締役	藤原 裕久 (注) 1	1960年11月6日生	1983年4月 東京急行電鉄㈱(現東急㈱) 入社 2011年7月 同社執行役員 2015年6月 同社取締役 2018年4月 同社取締役常務執行役員 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2022年7月 東急㈱取締役専務執行役員(現任) 2023年5月 東急ストア㈱取締役(現任)	(注) 2	-
取締役	武田 和徳 (注) 1	1961年5月17日生	1986年4月 トヨタ自動車㈱入社 2006年7月 楽天㈱(現 楽天グループ㈱)入社 同年同月 同社常務執行役員 2007年3月 同社取締役常務執行役員 2016年3月 楽天ヴィッセル神戸㈱取締役 同年7月 楽天㈱ライフ & レジャーカンパニープレジ デント 2018年4月 同社副社長執行役員 2019年1月 楽天損害保険㈱取締役(現任) 同年5月 楽天㈱副社長執行役員コマースカンパニー プレジデント 2019年6月 当社社外取締役(現任) 同年7月 楽天ヴィッセル神戸㈱取締役副会長(現 任) 2021年3月 ㈱SYホールディングス取締役 同年6月 RAKUTEN FRANCE S . A . S 取締役(現任) 同年7月 JP楽天ロジスティクス㈱代表取締役会長 (現任) 同年12月 ㈱西友ホールディングス取締役(現任) 2023年3月 楽天グループ㈱取締役 副社長 コマース & マーケティングカンパニー プレジデント (現任)	(注) 2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	小野 由衣 (注) 1	1983年4月3日生	2007年12月 楽天(株)(現 楽天グループ(株))入社 2020年1月 M I H A(株)取締役(現任) 同年10月 楽天(株)執行役員 2021年4月 Rakuten Global Trading USA, Inc. 取締役(現任) 2022年3月 楽天グループ(株)上級執行役員(現任) 同年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 2	-
取締役 監査等委員 (常勤)	鈴木 清司	1959年3月7日生	1981年4月 バイオニア(株)入社 1999年12月 当社取締役技術部長 2002年1月 当社取締役技術部長兼制作部長 2003年6月 当社取締役技術部長 2008年3月 当社取締役技術部門担当 2010年7月 当社取締役情報システム部門長 2011年6月 当社取締役執行役員情報システム部門長 2012年4月 当社取締役執行役員情報システム部門長 兼情報セキュリティ担当 2013年11月 当社取締役執行役員情報システム部門長 2017年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社取締役常勤監査等委員(現任)	(注) 3	752
取締役 監査等委員	南木 武輝 (注) 1	1945年3月9日生	1969年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1978年5月 南木法律事務所開設 1994年5月 南木・北沢法律事務所と改称、代表(現任) 1997年6月 日特エンジニアリング(株)社外監査役 2010年10月 (株)エヌケーピー社外監査役(現任) 2015年6月 当社社外監査役 2023年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注) 3	228
取締役 監査等委員	佐藤 英彦 (注) 1	1945年4月25日生	1968年4月 警察庁入庁 2002年8月 警察庁長官 2005年2月 警察共済組合理事長 2011年6月 弁護士登録 同年同月 大日本住友製薬(株)(現住友ファーマ(株)) 社外監査役 同年同月 (株)住生活グループ(現株LIXILグループ)社 外取締役 2013年6月 大日本住友製薬(株)社外取締役 2014年6月 (株)りそな銀行社外取締役 2015年6月 (株)りそなホールディングス社外取締役(現 任) 2019年6月 当社社外取締役 2023年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注) 3	36
取締役 監査等委員	石田 義雄 (注) 1	1943年5月24日生	1967年4月 日本国有鉄道入社 1992年6月 東日本旅客鉄道(株)取締役高崎支社長 1997年6月 同社常務取締役東京地域本社長 2000年6月 同社代表取締役副社長鉄道事業本部長 2004年6月 同社取締役副会長技術関係(全般)、国 際関係(全般) 2012年6月 同社監査役 2019年6月 (株)JR東日本パーソナルサービス顧問(現 任) 2020年6月 当社社外監査役 2023年6月 当社社外取締役監査等委員(現任)	(注) 3	74
計					84,980

- (注) 1. 取締役月原紘一氏、藤原裕久氏、武田和徳氏、小野由衣氏、南木武輝氏、佐藤英彦氏及び石田義雄氏は、社外取締役であります。
2. 2023年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
3. 2023年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 当社は、経営管理体制の一層の強化を目的に執行役員制度を導入しております。執行役員は、専務執行役員として齊藤美保(旧姓：竹島)及び山田晃久、常務執行役員として越川直紀、犬塚祥敬、今村俊一及び田村敏郎、執行役員として劉昊、行武耕司、花島大祐、西原史郎及び小島光成の計11名で構成されております。
5. 所有株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。なお、2023年3月31日現在の株主名簿に基づく記載としております。

社外取締役について

イ. コーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

当社は、経営監視機能を強化するため、社外取締役7名を選任しております。

取締役月原紘一氏は、経営者及び社外取締役としての豊富な経験と高い見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役藤原裕久氏は、経営者としての豊富な経験と財務戦略に関する見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役武田和徳氏は、経営者としての豊富な経験と消費者ビジネスに関する見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役小野由衣氏は、食関連ビジネスをはじめとするEC事業分野における高い見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役南木武輝氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役佐藤英彦氏は、警察庁長官及び弁護士としての経験、法務の専門的な知識を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

取締役石田義雄氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する豊富な知識と経験を活かし、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行うことが期待されます。

以上から、各社外取締役は、「ロ. 当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要」に記載のとおり、一般株主との利益相反の観点からみて特記すべき利害関係がなく、かつ、他企業等における豊富な経験、見識及び専門的知見に基づき、社外の視点を入れた、公正な助言、提言を行うことが期待されるため、一般株主と利益相反の生じるおそれのない、独立した立場で取締役の業務執行を監督又は監査することが期待されます。

ロ．当社と社外取締役の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係の概要

区分	氏名	当社との関係
社外取締役	月原 紘一	当社株式を12,318株所有しております。 なお、所有株式数には、役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております（以下同じ）。
社外取締役	藤原 裕久	同氏が取締役専務執行役員である東急㈱は、当社株式を420,400株保有しております。また、同社との間で当社が同社と共同で運営する訪日外国人向け観光情報提供サービス「LIVEJAPAN PERFECT GUIDE」の売上及び運営費用の分配等に係る取引があります。
社外取締役	武田 和徳	同氏が取締役副社長である楽天グループ㈱は、当社株式を9,274,600株保有しております。また、同氏が業務執行者である会社との間で主として以下のような取引があります。 楽天グループ㈱との間で、主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天×ぐるなびデリバリー及びテイクアウトに関する業務委託費・システム利用料 ・従業員の出向 楽天モバイル㈱との間で、主として以下のような取引があります。 ・基地局運用サポート業務の受託 ・従業員の出向 ・システム利用料 楽天損害保険㈱ ・楽天会員向けの広告掲出
社外取締役	小野 由衣	同氏が上級執行役員である楽天グループ㈱は、当社株式を9,274,600株保有しております。また、同社との間で主として以下のような取引があります。 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料のレベニューシェア及び当該会員への楽天ポイントの付与 ・楽天関連サービスの取次・紹介業務 ・楽天×ぐるなびデリバリー及びテイクアウトに関する業務委託費・システム利用料 ・従業員の出向
社外取締役 監査等委員	南木 武輝	同氏が社外監査役である㈱エヌケーピーとの間でプロモーションその他広告宣伝に係る取引があります。 当社株式を22,807株所有しております。
社外取締役 監査等委員	佐藤 英彦	当社株式を3,699株所有しております。 同氏が所属するひびき法律事務所との間で顧問契約を締結しており、年間120万円の顧問料の支払があります。
社外取締役 監査等委員	石田 義雄	当社株式を7,401株所有しております。

これら以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

ハ．社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携については上記「(1) ロ．損失の危険に関する規定その他の体制」、「(3) 監査等委員及び監査役会による監査の状況」、「(3) 内部監査の状況」及び「(3) 会計監査の状況」に記載のとおりであります。

また当社は、社外取締役に対し重要な会議への出席機会を保証し、かつ、情報収集活動をサポートする体制を整えております。これにより、社外取締役による監督又は監査に係る情報、内部監査に係る情報、会計監査に係る情報及び内部統制部門に係る情報が、社外取締役、内部監査人、会計監査人及び内部統制部門との間で共有され、各自の業務に有効に活用されることを図っております。

二．責任限定契約

社外取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ホ．社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、金融商品取引所の定める独立性基準に基づき、社外取締役の独立性基準を以下のように定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

当社グループの業務執行者（ 1 ）若しくは子会社の業務執行者でない取締役

当社を主要な取引先とする者（ 2 ）又はその業務執行者

当社の主要な取引先（ 3 ）又はその業務執行者

当社から役員報酬以外に多額（ 4 ）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます。）

当社の主要株主（ 5 ）（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいいます。）をいいます。）

社外役員の相互就任（ 6 ）の関係にある先の出身者

当社が多額の寄付を行っている先又はその出身者

過去3年間において上記 から に該当したことがある者

近親者（ 7 ）が上記 から のいずれかに該当する者。ただし、 以外は重要な者（ 8 ）に限りません。

- 1 「業務執行者」とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者をいいます（以下同じ）。
- 2 「当社を主要な取引先とする者」とは、相手方の連結売上高の2%超の支払いを当社グループが行った者をいいます。
- 3 「当社の主要な取引先」とは、当社グループの連結売上高の2%超の支払いを当社グループに行った者又は当社グループの連結総資産の2%超の融資を当社に行った者をいいます。
- 4 「多額」とは、当社グループからの提供が、過去3事業年度のいずれかにおいて、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超えることをいいます（以下同じ）。
- 5 「主要株主」とは、総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している者をいいます。
- 6 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社グループの社外取締役又は社外監査役であることをいいます。
- 7 「近親者」とは、配偶者又は二親等以内の親族をいいます。
- 8 「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員又は部長相当以上の役職及び権限を有する者をいいます。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会及び監査役会

## イ．監査等委員会の状況

当社は、2023年6月21日開催の第34回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員は、原則として毎月1回、また、必要に応じて適宜監査等委員会を開催することとしております。

4名の取締役監査等委員（うち、社外取締役3名）で構成され、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法律に関する知識を有する者が選任されております。

## ロ．監査役及び監査役会の活動状況

監査役等委員会設置会社移行前である当事業年度においては、原則として毎月1回、また、必要に応じて適宜監査役会を開催しております。監査役会は4名の監査役（うち、社外監査役3名）で構成され、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法律に関する知識を有する者が選任されております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	鈴木 清司	13回	13回（100%）
監査役(独立役員)	南木 武輝	13回	13回（100%）
監査役(独立役員)	浅沼 唯明	13回	13回（100%）
監査役(独立役員)	石田 義雄	13回	13回（100%）

監査役会では、主に監査計画、内部統制システムの整備状況、会計監査人の監査の相当性、重点監査項目の状況(新型コロナウイルスの影響下での業績状況、構造改革の進捗状況、ガバナンス及びリスク管理体制、働き方改革関連法への対応状況)、会計監査人の評価、監査役の選任等について検討を行いました。

監査役の活動状況につきましては、各監査役は毎月の取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じて意見表明を行っております。取締役会への監査役の出席率は100%でした（社外監査役100%、常勤監査役100%）。常勤監査役は、その他の重要会議（経営執行会議、コンプライアンス・リスク管理委員会）に出席するほか、代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定例会をそれぞれ開催し、意見交換を行っております。

また、執行役員及び従業員からの業務執行状況のヒアリング、重要な決裁書類の閲覧、利益相反取引の点検、会計監査人との連携及び監査上の主要な検討事項の協議等を行いました。

## 内部監査の状況

内部監査については、社長直轄の監査部(人員3名)が担当しており、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき監査計画を立案し、当社及び当社グループ各社を対象に監査を実施しております。監査結果については、社長及びコンプライアンス・リスク管理担当役員、常勤監査役へ報告するとともに、取締役会及び監査役会の機能を発揮する観点から、監査部から取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告を行う、デュアルレポーティング体制も採用しております。また、改善指示を受けた監査対象部署の長は、改善報告書等により改善状況を報告しており、改善活動が長期に亘る場合は、必要に応じてフォローアップ監査を実施しております。

## (監査役と会計監査人の連携状況)

監査役会は、期末において会計監査人より会計監査及び内部統制監査の手続き及び結果の概要につき報告を受け、意見交換を行うほか、期中において会計監査人の監査計画、重点監査項目、監査状況等の報告を受け、リスク認識や内部管理体制等についてディスカッションを行うなど、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行について協議しております。また、監査上の主要な検討事項(KAM)については、当社の財務諸表に大きな影響がある項目を中心に、会計監査人と情報共有及び意見交換を行いました。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

常勤監査役は、効率的な監査の遂行のため監査部と都度情報交換を行うほか、監査部の定例会議に原則として毎週参加しております。監査部長は、内部監査の実施状況やリスク認識等について監査役に適宜報告しております。

(内部監査部門と会計監査人の連携状況)

監査部は、会計監査人と監査の実施状況や内部統制の状況及びリスクの評価等に関して意見交換を行い、緊密な連携を維持しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

24年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 坂本 大輔

指定有限責任社員 業務執行社員 武田 芳明

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 10名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。

現会計監査人は、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断して選定いたしました。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。



監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	39,000	-	39,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	39,000	-	39,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### イ．取締役報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

###### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### 1．基本方針

当社取締役の報酬等（以下単に「報酬」といいます。）は、企業理念を実践し、かつ企業価値向上を実現できる人材の獲得に資するものであることを前提に、経済環境や市場水準をふまえ各取締役に求められる役割・責任に応じた貢献に報いることを基本方針として決定するものとします。

###### 2．報酬体系及びその額等の決定方針

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「固定基本報酬」、業績連動報酬である「短期インセンティブ」及び株式報酬である「中長期インセンティブ」（以下短期インセンティブと中長期インセンティブを合わせて「変動報酬」といいます。）で構成されており、詳細は以下の通りです。

(1) 「固定基本報酬」は、各取締役に對し、その職責等をふまえて固定額を定め、金銭にて毎月支給するものとします。

(2) 「短期インセンティブ」は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対して、年次賞与として、年1回金銭で支給するものとします。金額の決定にあたっては、各事業年度における会社の業績への貢献度の測定に最も適していることから、決算短信において公表している連結純利益の予想値を基本的な指標とし、その他取締役の役位及び担当事業の業績・成果等を勘案するものとします。なお、各事業年度の会社の業績により、支給しないこともあります。

(3) 「中長期インセンティブ」は、社外取締役を含む取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象として、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした内容の譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。なお、付与する額・数は、各対象取締役の職責等をふまえたものとし、かつ各事業年度の会社の各種業績指標やその他の定性的な要素を総合的に勘案して決定するものとして、在任中に年1回付与するものとします。

###### 3．報酬の構成比率（支給割合）に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対して変動報酬を支給する場合には、原則として、固定基本報酬の3分の2を上回らない水準で支給するものとします。

業務執行取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対しては、客観的な立場からの意見や指摘への期待、また適切な監督機能の発揮の観点から、全額固定基本報酬での支給を基本としますが、必要に応じて中長期インセンティブの支給を検討し決定するものとします。

監査等委員である取締役に対しては、固定基本報酬のみを支給します。

###### 4．決定プロセスに関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の内容の決定についての全部を取締役会から一任された代表取締役社長が、ガバナンス委員会の審議を経た上で、株主総会で決議された総額の範囲内で決定するものとします。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、上記の決定方針は、2023年6月21日開催の取締役会で決定したものであります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会の審議を経ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

###### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額を年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額50百万円以内と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は4名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の限度額は、2023年6月21日開催の定時株主総会において年額50百万円

以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

(3) 取締役の個人別報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、経営の機動性を確保する理由から、取締役会の委任決議に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役の個人別の固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の額を決定することをその権限の内容として、代表取締役社長杉原章郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

イ．役員区分ごとの報酬等の総額等、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定基本報酬	業績連動報酬 (短期インセンティブ)	譲渡制限付株式 報酬 (中長期インセンティブ)	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	151,134	137,553		13,580	13,580	2
監査役 (社外監査役を除く)	15,000	15,000				1
社外役員	34,800	34,800				6

- (注) 1. 上記の取締役(社外取締役を除く)の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記員数には、無報酬の取締役2名は含まれておりません。  
3. 上記は、2018年6月20日開催の定時株主総会における取締役の報酬額に係る決議(取締役(社外取締役を除く。)年額500百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。))、社外取締役年額500百万円以内、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額年額270百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額200百万円以内)及び2017年6月17日開催の定時株主総会における監査役の報酬額に係る決議(年額500百万円以内)に基づいて記載しております。なお、2023年6月21日開催の定時株主総会において、下記二.取締役報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項(2)取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項のとおり、決議いただいております。

ロ．取締役ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上の役員がないため記載を省略しております。

ハ．使用人兼務取締役の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び当該純投資目的以外の目的である投資によって得られる当社の利益と投資額や保有に伴うリスク等を総合的に勘案して、その投資可否を判断します。また、純投資目的以外の目的である投資株式保有の適否については、当社の成長、事業展開等への寄与、投資効率等を勘案して担当部署が精査し、保有の継続について取締役会で検証を行っております。なお、保有に適切性・合理性が認められない場合は、適宜売却を行います。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	18	463,946
非上場株式以外の株式	1	191,347

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	21,000	協力・協業関係の強化のため取得
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	320,320
非上場株式以外の株式	1	78,941

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
trippla(株)	70,400	70,400	協力・協業関係の強化のため	無
	191,347	2,252		
株駅探	-	158,200	当事業年度において全株式を売却しております。	無
	-	66,444		

(注) 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2023年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務報告の信頼性を確保できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的情報を有する団体等が主催する研修会に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,962,974	8,266,468
受取手形及び売掛金	1 2,661,470	1 2,871,526
未収入金	740,092	813,708
その他	467,176	307,188
貸倒引当金	139,740	197,826
流動資産合計	10,691,973	12,061,065
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	2 541,464	2 585,293
敷金及び保証金	866,965	348,258
その他	2 7,410	2 6,389
投資その他の資産合計	1,415,841	939,941
固定資産合計	1,415,841	939,941
資産合計	12,107,815	13,001,006

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	99,579	117,622
契約負債	67,459	88,090
未払法人税等	34,151	22,434
賞与引当金	239,077	178,311
ポイント引当金	19,849	15,829
未払金	1,302,249	2,031,459
資産除去債務	48,795	-
預り金	1,040,262	920,919
その他	282,889	282,387
流動負債合計	3,134,315	3,657,055
<b>固定負債</b>		
長期借入金	-	2,200,000
資産除去債務	119,444	158,920
繰延税金負債	-	54,207
その他	2,195	32,136
固定負債合計	121,640	2,445,264
負債合計	3,255,955	6,102,319
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	8,745,596	9,045,626
利益剰余金	2,929,632	490,295
自己株式	2,996,438	2,996,438
株主資本合計	8,778,790	6,639,483
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	33,675	134,887
為替換算調整勘定	22,718	47,315
その他の包括利益累計額合計	10,957	182,202
新株予約権	84,026	77,000
純資産合計	8,851,859	6,898,687
負債純資産合計	12,107,815	13,001,006

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
売上高	1	12,852,305	1	12,296,066
売上原価		5,759,974		4,896,389
売上総利益		7,092,330		7,399,677
販売費及び一般管理費	2	11,878,610	2	9,123,765
営業損失( )		4,786,280		1,724,088
営業外収益				
違約金収入		-		21,682
貯蔵品売却益		46,329		20,294
受取配当金		5,814		14,214
助成金収入		138,735		7,071
その他		44,667		20,087
営業外収益合計		235,546		83,350
営業外費用				
支払利息		158		13,442
支払手数料		85,000		-
コミットメントフィー		50,731		8,999
その他		5,866		830
営業外費用合計		141,756		23,273
経常損失( )		4,692,490		1,664,010
特別利益				
投資有価証券売却益		153,140		290,290
資産除去債務戻入益		-		48,241
その他		6,642		23,182
特別利益合計		159,782		361,713
特別損失				
減損損失	3	1,140,357	3	690,964
賃貸借契約解約損		-		150,829
投資有価証券評価損		56,473		68,792
子会社整理損		-		35,706
投資有価証券売却損		-		21,178
特別損失合計		1,196,831		967,471
税金等調整前当期純損失( )		5,729,538		2,269,768
法人税、住民税及び事業税		39,037		16,568
法人税等合計		39,037		16,568
当期純損失( )		5,768,576		2,286,336
親会社株主に帰属する当期純損失( )		5,768,576		2,286,336



【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純損失( )	5,768,576	2,286,336
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	27,367	168,563
為替換算調整勘定	43,196	24,596
その他の包括利益合計	15,829	193,159
包括利益	5,752,747	2,093,176
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,752,747	2,093,176

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,334,300	2,884,780	8,745,156	4,646,756	9,317,480
当期変動額					
新株の発行	2,500,042	2,500,042			5,000,084
資本金から剰余金への振替	4,734,342	4,734,342			-
剰余金の配当			46,947		46,947
自己株式の処分		1,373,568		1,650,317	276,749
親会社株主に帰属する当期純損失( )			5,768,576		5,768,576
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,234,300	5,860,815	5,815,523	1,650,317	538,690
当期末残高	100,000	8,745,596	2,929,632	2,996,438	8,778,790

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,308	20,477	26,786	84,698	9,375,392
当期変動額					
新株の発行					5,000,084
資本金から剰余金への振替					-
剰余金の配当					46,947
自己株式の処分					276,749
親会社株主に帰属する当期純損失( )					5,768,576
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	27,367	43,196	15,829	671	15,157
当期変動額合計	27,367	43,196	15,829	671	523,532
当期末残高	33,675	22,718	10,957	84,026	8,851,859

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	8,745,596	2,929,632	2,996,438	8,778,790
当期変動額					
新株の発行	150,015	150,015			300,030
資本金から剰余金への振替	150,015	150,015			-
剰余金の配当			153,000		153,000
自己株式の処分					-
親会社株主に帰属する当期純損失( )			2,286,336		2,286,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	300,030	2,439,336	-	2,139,306
当期末残高	100,000	9,045,626	490,295	2,996,438	6,639,483

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	33,675	22,718	10,957	84,026	8,851,859
当期変動額					
新株の発行					300,030
資本金から剰余金への振替					-
剰余金の配当					153,000
自己株式の処分					-
親会社株主に帰属する当期純損失( )					2,286,336
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	168,563	24,596	193,159	7,025	186,134
当期変動額合計	168,563	24,596	193,159	7,025	1,953,172
当期末残高	134,887	47,315	182,202	77,000	6,898,687

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	5,729,538	2,269,768
減価償却費	171,573	180,649
減損損失	1,140,357	690,964
のれん償却額	1,950	-
株式報酬費用	309,605	15,069
賃貸借契約解約損	-	150,829
資産除去債務戻入益	-	48,241
投資有価証券評価損益( は益)	56,473	68,792
投資有価証券売却損益( は益)	153,140	269,111
貸倒引当金の増減額( は減少)	441,927	58,086
賞与引当金の増減額( は減少)	8,195	60,765
ポイント引当金の増減額( は減少)	139,130	4,020
売上債権の増減額( は増加)	82,902	210,720
棚卸資産の増減額( は増加)	74,736	15,757
仕入債務の増減額( は減少)	43,959	18,042
契約負債の増減額( は減少)	67,459	20,631
立替金の増減額( は増加)	7,617	25,270
未収入金の増減額( は増加)	544,541	74,977
未払金の増減額( は減少)	203,319	659,567
前受金の増減額( は減少)	731	20,140
預り金の増減額( は減少)	635,315	119,343
その他	193,691	134,469
小計	4,718,120	1,038,959
利息及び配当金の受取額	10,997	18,123
利息の支払額	158	14,688
法人税等の支払額	37,872	28,285
法人税等の還付額	99,089	21,404
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,646,064</b>	<b>1,042,404</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	60,000	20,000
投資有価証券の売却による収入	193,417	399,261
有形固定資産の取得による支出	234,583	289,548
資産除去債務の履行による支出	152,218	133,997
事業譲受による支出	13,000	-
ソフトウェアの取得による支出	1,070,125	442,406
敷金及び保証金の差入による支出	51,797	1,920
敷金及び保証金の回収による収入	450,991	364,900
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>937,316</b>	<b>123,710</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	2,200,000
株式の発行による収入	5,000,084	300,030
配当金の支払額	217	46,962
その他	5,828	4,049
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,994,038</b>	<b>2,449,018</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	45,061	20,591
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	544,279	1,303,494
現金及び現金同等物の期首残高	7,507,254	6,962,974
現金及び現金同等物の期末残高	6,962,974	8,266,468

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社ぐるなび総研

株式会社ぐるなびサポートアソシエ

株式会社Gダイニング

咕嘟媽咪(上海)信息咨询有限公司

株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティは清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

上海万食通互聯网络技术有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) 上海万食通互聯网络技术有限公司

(関連会社) 株式会社日本食材情報

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、咕嘟媽咪(上海)信息咨询有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品・仕掛品・貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う連結財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして連結財務諸表に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の認識は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。

当連結会計年度末将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収が可能な将来減算一時差異を繰延税金資産に計上することとしております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

繰延税金資産の見積りに用いる一時差異等加減算前課税所得の見積りは、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定としております。

重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大の状況及び将来の不確実な経済条件の変動などにより一時差異等加減算前課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度における連結財務諸表において、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 営業債権の回収可能価額の評価（貸倒引当金）

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金	139,740千円	197,826千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### 算出方法

貸倒懸念債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を見積もって貸倒引当金として計上しております。

#### 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

回収不能見込額の見積りは、相手先ごとの滞留状況及び破産更生の事実の有無を主要な仮定としております。

#### 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、相手先の財務状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に貸倒れた債権の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、ワクチン接種の進展等により感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、個人消費がある程度回復することが期待されるものの、2024年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

#### (表示方法の変更)

前連結会計年度において、営業外収益に含めていた「ギフトカード失効益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益に表示していた「ギフトカード失効益」14,814千円は、「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取配当金」は、当連結会計年度において金額的重要性が増したため、当連結会計年度より営業外収益の「受取配当金」に表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の営業外収益の「受取配当金」が5,814千円増加し、営業外収益の「その他」が同額減少しております。

前連結会計年度において、営業外費用に含めていた「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用に表示していた「為替差損」5,866千円は、「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、特別利益に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては特別利益の「その他」に含めて計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別利益に表示していた「新株予約権戻入益」6,642千円は、「その他」に含めて表示しております。

#### (連結貸借対照表関係)

### 1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
--	-------------------------	-------------------------



売掛金	1	2,661,470千円	1	2,871,526千円
-----	---	-------------	---	-------------

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	0千円	0千円
その他(出資金)	6,379	6,379

3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,503,205千円	1,496,245千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額も含めて表示しております。

4 当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
貸出コミットメントの総額	4,000,000千円	4,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	4,000,000	4,000,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	5,807,069千円	4,554,654千円
販売促進費	338,671	276,038
貸倒引当金繰入額	16,711	49,537
賞与引当金繰入額	176,316	135,257
ポイント引当金繰入額	9,427	4,020
業務委託費	1,545,660	883,267
賃借料	1,301,277	1,018,946

## 3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

場所	用途	種類	金銭（千円）
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	44,982
		その他の有形固定資産	131,547
		ソフトウェア	746,954
		その他の無形固定資産	206,620
		その他	10,253

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。

前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により事業用資産における収益性が低下しており、継続的に営業活動から生ずる損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や経営環境の状況などを基礎とした、当社が利用可能な情報に基づいて予測した将来キャッシュ・フローを基に判定を行っております。

兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。固定資産の減損の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基に見積っており、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定として用いております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

場所	用途	種類	金銭（千円）
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	224,531
		その他の有形固定資産	78,975
		ソフトウェア	303,720
		その他の無形固定資産	80,344
		その他	3,392

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で1つの資産グループとしております。

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により事業用資産における収益性が低下しており、継続的に営業活動から生ずる損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しております。減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や経営環境の状況などを基礎とした、当社が利用可能な情報に基づいて予測した将来キャッシュ・フローを基に判定を行っております。

兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。固定資産の減損の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された事業計画を基に見積っており、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測を主要な仮定として用いております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	123,190千円	201,592千円
組替調整額	150,557	21,178
税効果調整前	27,367	222,770
税効果額	-	54,207
その他有価証券評価差額金	27,367	168,563
為替換算調整勘定：		
当期発生額	43,196	24,596
組替調整額	-	-
税効果調整前	43,196	24,596
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	43,196	24,596
その他の包括利益合計	15,829	193,159

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	48,675,100	7,449,400	-	56,124,500
A種優先株式 (注)	-	3,400,000	-	3,400,000
合計	48,675,100	10,849,400	-	59,524,500
自己株式				
普通株式 (注)	1,757,262	12,200	641,000	1,128,462
合計	1,757,262	12,200	641,000	1,128,462

(注) 発行済株式の普通株式の増加7,449,400株及びA種優先株式の増加3,400,000株は、第三者割当増資によるものであります。また、自己株式の増加12,200株は、譲渡制限付株式を付与した従業員が退職したことによるものであり、自己株式数の減少641,000株のうち、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものが639,900株、新株予約権の権利行使によるものが1,100株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成23年12月ストックオプションとしての新株予約権(株式報酬型)	-	-	-	-	-	4,968
	2018年4月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	67,381
	2020年9月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	11,677
合計			-	-	-	-	84,026

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日 取締役会	A種優先株式	46,947千円	13.808円	2022年3月31日	2022年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	56,124,500	779,300	-	56,903,800
A種優先株式	3,400,000	-	-	3,400,000
合計	59,524,500	779,300	-	60,303,800
自己株式				
普通株式	1,128,462	-	-	1,128,462
合計	1,128,462	-	-	1,128,462

(注) 発行済株式の普通株式の増加 779,300株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	平成23年12月ストックオプションとしての新株予約権(株式報酬型)	-	-	-	-	-	4,968
	2018年4月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	58,866
	2020年9月ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13,165
合計			-	-	-	-	77,000

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月29日 取締役会	A種優先株式	153,000千円	45円	2023年3月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金勘定	6,962,974千円	8,266,468千円
現金及び現金同等物	6,962,974	8,266,468

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、短期的な預金等に限定して実施しております。また資金調達については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金、未払法人税等及び未払金は、1年以内の支払期日です。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利であるため金利の変動リスクに晒されておられません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払実行できなくなるリスク)について、当社は各部署からの報告に基づき経理財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	66,444	66,444	-
(2) 敷金及び保証金	736,970	736,945	25
資産計	803,414	803,389	25

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)
非上場株式	475,020

市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	191,347	191,347	-
(2) 敷金及び保証金	305,187	304,270	917
資産計	496,534	495,617	917
(3) 長期借入金	2,200,000	2,084,502	115,497
負債計	2,200,000	2,084,502	115,497

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非上場株式	393,946

市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含めておりません。

3. 金融商品の連結決算日後の償還及び返済予定額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,962,974	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,661,470	-	-	-
未収入金	740,092	-	-	-
敷金及び保証金	108,814	575,970	52,185	-
資産計	10,473,352	575,970	52,185	-
支払手形及び買掛金	99,579	-	-	-
未払法人税等	34,151	-	-	-
未払金	1,302,249	-	-	-
負債計	1,435,980	-	-	-



当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,266,468	-	-	-
受取手形及び売掛金	2,871,526	-	-	-
未収入金	813,708	-	-	-
敷金及び保証金	-	219,449	85,738	-
資産計	11,951,703	219,449	85,738	-
支払手形及び買掛金	117,622	-	-	-
未払法人税等	22,434	-	-	-
未払金	2,031,459	-	-	-
長期借入金	-	-	2,200,000	-
負債計	2,171,516	-	2,200,000	-

4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	66,444	-	-	66,444
資産計	66,444	-	-	66,444

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	191,347	-	-	191,347
資産計	191,347	-	-	191,347

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	-	736,945	736,945
資産計	-	-	736,945	736,945

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	-	304,270	304,270
資産計	-	-	304,270	304,270
長期借入金	-	2,084,502	-	2,084,502
負債計	-	2,084,502	-	2,084,502

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価レベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、その将来キャッシュ・フローと、償還までの期間に対応する国債の利回り等の適切な指標に基づく利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在割引価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	66,444	100,119	33,675
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	66,444	100,119	33,675
合計		66,444	100,119	33,675

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額475,020千円)については、市場価格のない株式等であるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	191,347	2,252	189,094
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	191,347	2,252	189,094
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		191,347	2,252	189,094

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額393,946千円)については、市場価格のない株式等であるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	193,417	153,140	-

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	399,261	290,290	21,178

## 3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について56,473千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について68,792千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、退職給付制度として確定拠出型年金制度を採用しております。

### 2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型年金への掛金支払額は、前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)122,068千円、当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)88,806千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上原価	55,729	-
販売費及び一般管理費	253,875	15,069

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新株予約権戻入益	6,642	8,514

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社従業員 467名	当社執行役員 7名
株式の種類別の スtock・オプションの数(注)	普通株式 68,000株	普通株式 330,100株	普通株式 23,400株
付与日	2011年12月9日	2018年4月20日	2020年9月25日
権利確定条件又は行使条件	付与日の翌日(2011年12月10日)から2年後又は当社取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から行使することができるものとする。	付与日(2018年4月20日)以降権利確定日(2021年3月31日)まで継続して勤務していること。	割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33.4%について行使することができる。 割当日の2年後の応当日から割当日3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66.7%について行使することができる。 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。
対象勤務期間	自 2011年12月10日 至 2013年12月9日	自 2018年4月21日 至 2021年3月31日	自 2020年9月25日 至 2023年9月25日
権利行使期間	自 2011年12月10日 至 2041年12月9日	自 2021年4月1日 至 2024年3月31日	自 2021年9月25日 至 2025年9月25日

(注) 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	-	-	15,600
付与	-	-	-
失効	-	-	2,200
権利確定	-	-	6,700
未確定残	-	-	6,700
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	16,000	183,600	6,700
権利確定	-	-	6,700
権利行使	-	-	-
失効	-	23,200	-
未行使残	16,000	160,400	13,400

(注) 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成23年12月発行 新株予約権 (株式報酬型)	2018年4月発行 新株予約権	2020年9月発行 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1,519	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	311	367	(注2) 690 (注3) 687 (注4) 683

(注) 1 2014年4月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(注) 2 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までに行使できる新株予約権

(注) 3 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までに行使できる新株予約権

(注) 4 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までに行使できる新株予約権

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2019年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2020年7月発行 譲渡制限付株式報酬	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	代表取締役 1名	代表取締役 1名	当社の執行役員 6名
譲渡制限株式の数	普通株式 32,600株	普通株式 49,300株	普通株式 26,400株
付与日	2019年12月26日	2020年7月16日	2021年11月15日
譲渡制限期間	2019年12月26日～ 2022年5月10日	2020年7月16日～ 2023年5月10日	(注2)
解除条件	(注1)	(注1)	(注3)

(注)1 対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(注)2 2021年11月15日から当社の執行役員並びに当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間

(注)3 本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の事業年度末日まで継続して、当社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

株数

	2019年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2020年7月発行 譲渡制限付株式報酬	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前			
前連結会計年度末	32,600株	49,300株	26,400株
付与	-	-	-
没収	-	-	-
譲渡制限解除	32,600株	-	3,000株
当連結会計年度末	-	49,300株	23,400株

単価情報

	2019年12月発行 譲渡制限付株式報酬	2020年7月発行 譲渡制限付株式報酬	2021年11月発行 譲渡制限付株式報酬
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,076	711	443



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注)2	4,954,045千円	6,076,358千円
減価償却超過額	907,940	743,156
投資有価証券評価損	154,973	178,769
貸倒損失	234,019	149,474
貸倒引当金損金算入限度超過額	48,336	68,428
賞与引当金	85,214	61,677
株式報酬費用	52,313	42,447
契約負債	23,334	30,470
長期資産除去債務	41,316	24,699
その他	151,373	69,389
繰延税金資産小計	6,652,866	7,444,874
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,698,821	1,368,515
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	4,954,045	6,076,358
評価性引当額小計(注)1	6,652,866	7,444,874
繰延税金資産合計	-	-
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	-	54,207
繰延税金負債合計	-	54,207
繰延税金資産(負債)純額	-	54,207

(注)1. 評価性引当額が792,007千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額1,122,313千円を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 <sup>1</sup>	-	-	-	-	-	4,954,045	4,954,045
評価性引当額	-	-	-	-	-	4,954,045	4,954,045
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

<sup>1</sup> 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 <sup>1</sup>	-	-	-	-	-	6,076,358	6,076,358
評価性引当額	-	-	-	-	-	6,076,358	6,076,358
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

<sup>1</sup> 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2022年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（2023年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.0%～1.62%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	279,269千円	168,240千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26,640	157,897
見積りの変更による減少額	-	38,578
時の経過による調整額	709	695
資産除去債務の履行による減少額	138,378	129,334
期末残高	168,240	158,920

2. 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等のうち一部については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
飲食店販促サービス(ストック型サービス)	8,412,290	7,863,974
飲食店販促サービス(スポット型サービス)	1,579,564	1,118,196
プロモーション	1,361,331	1,282,249
関連事業	1,499,119	2,031,647
顧客との契約から生じる収益	12,852,305	12,296,066
外部顧客への売上高	12,852,305	12,296,066

2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,741,754
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,661,470
契約負債(期首残高)	129,702
契約負債(期末残高)	67,459

契約負債は、ぐるなび会員等が当社加盟店でネット予約した際にぐるなび会員等に付与したぐるなびポイントを履行義務として識別し、将来行使されると見込まれる金額を加盟店から受領する予約手数料売上から控除して計上したものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、93,792千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が62,242千円減少した主な理由は、ポイントの失効によりポイント残高が減少したこと、及びポイントの利用率が低下したことによります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,661,470
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,871,526
契約負債（期首残高）	67,459
契約負債（期末残高）	88,090

契約負債は、ぐるなび会員等が当社加盟店でネット予約した際にぐるなび会員等に付与したぐるなびポイントを履行義務として識別し、将来行使されると見込まれる金額を加盟店から受領する予約手数料売上から控除して計上したものであります。

当連結会計年度において、契約負債が20,631千円増加した主な理由は、ポイントの付与によりポイント残高が増加したこと、及びポイントの利用率が増加したことによります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

また、顧客企業との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店販促サービス	プロモーション	関連事業	合計
外部顧客への売上高	9,991,854	1,361,331	1,499,119	12,852,305

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	飲食店販促サービス	プロモーション	関連事業	合計
外部顧客への売上高	8,982,170	1,282,249	2,031,647	12,296,066

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社グループは、飲食店販促支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	295,005	インターネットサービス	直接 16.63%	兼任あり	資本業務提携関係	販売促進費(注(1))	1,018,132	未払金	224,036
								業務委託費(注(1))	329,664		
								被出向者給与の支払(注(2))	219,660		
								その他(注(1))	49,059		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)市場価格等を勘案し当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
- (2)出向元法人の給与相当額に基づき決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	127円66銭	89円08銭
1株当たり当期純損失( )	114円46銭	44円25銭

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純損失( )(千円)		
親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	5,768,576	2,286,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	46,947	153,000
(うち優先配当額(千円))	(46,947)	(153,000)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	5,815,523	2,439,336
期中平均株式数(株)	50,810,067	55,126,277
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2018年3月30日 取締役会決議 2018年4月発行新株予約権 普通株式 183,600株	2018年3月30日 取締役会決議 2018年4月発行新株予約権 普通株式 160,400株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
長期借入金	-	2,200,000	1.0%	2028年8月20日一括返済
合計	-	2,200,000	-	-

(注)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,953,119	5,865,068	8,956,404	12,296,066
税金等調整前 四半期(当期)純損失 (千円)	834,732	1,390,180	1,908,241	2,269,768
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失 (千円)	844,143	1,405,805	1,918,771	2,286,336
1株当たり 四半期(当期)純損失 (円)	16.04	26.96	36.99	44.25

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失 (円)	16.04	10.91	10.02	7.29



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,379,990	7,882,055
売掛金	2,660,999	2,837,260
商品	20,091	3,056
仕掛品	602	3,457
貯蔵品	1,131	1,041
前払費用	373,779	261,879
未収入金	735,263	806,132
その他	71,117	28,122
貸倒引当金	139,740	197,826
流動資産合計	10,103,235	11,625,179
固定資産		
有形固定資産		
建物	475,203	474,708
減価償却累計額	475,203	474,708
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	991,322	987,296
減価償却累計額	991,322	987,296
工具、器具及び備品(純額)	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	541,464	585,293
関係会社株式	129,000	70,000
出資金	-	10
関係会社出資金	143,130	143,130
関係会社長期貸付金	42,230	62,230
長期前払費用	1,030	-
敷金及び保証金	856,263	340,118
貸倒引当金	-	43,697
投資その他の資産合計	1,713,120	1,157,085
固定資産合計	1,713,120	1,157,085
資産合計	11,816,355	12,782,265

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	99,567	128,328
未払金	1,319,363	2,025,190
未払法人税等	22,957	19,709
契約負債	67,459	88,090
前受金	57,382	35,157
預り金	1,038,714	920,729
資産除去債務	48,795	-
賞与引当金	235,227	177,561
ポイント引当金	19,849	15,829
未払消費税等	150,656	155,842
その他	66,511	81,740
流動負債合計	3,126,487	3,648,179
<b>固定負債</b>		
長期借入金	-	2,200,000
資産除去債務	119,444	158,920
繰延税金負債	-	54,207
その他	900	32,136
固定負債合計	120,344	2,445,264
負債合計	3,246,832	6,093,443
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
<b>資本剰余金</b>		
その他資本剰余金	8,745,596	9,045,626
資本剰余金合計	8,745,596	9,045,626
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	4,694	19,994
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	2,665,320	307,751
利益剰余金合計	2,670,014	327,746
自己株式	2,996,438	2,996,438
株主資本合計	8,519,172	6,476,933
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	33,675	134,887
評価・換算差額等合計	33,675	134,887
新株予約権	84,026	77,000
純資産合計	8,569,522	6,688,821
負債純資産合計	11,816,355	12,782,265

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	12,766,962	12,017,572
売上原価	5,721,645	4,824,682
売上総利益	7,045,316	7,192,889
販売費及び一般管理費	1 11,787,795	1 8,615,851
営業損失( )	4,742,478	1,422,962
営業外収益		
違約金収入	-	21,682
貯蔵品売却益	46,329	20,294
受取配当金	51,214	14,214
助成金収入	119,055	2,500
受取利息	228	947
その他	38,819	15,154
営業外収益合計	255,646	74,793
営業外費用		
支払利息	-	13,280
コミットメントフィー	50,731	8,999
支払手数料	85,000	-
為替差損	2,934	-
営業外費用合計	138,665	22,280
経常損失( )	4,625,498	1,370,448
特別利益		
投資有価証券売却益	153,140	290,290
資産除去債務戻入益	-	48,241
その他	6,642	23,182
特別利益合計	159,782	361,713
特別損失		
減損損失	1,120,736	690,130
子会社整理損	-	176,196
賃貸借契約解約損	-	150,829
投資有価証券評価損	56,473	78,792
貸倒引当金繰入額	-	43,697
投資有価証券売却損	-	21,178
特別損失合計	1,177,210	1,160,824
税引前当期純損失( )	5,642,925	2,169,559
法人税、住民税及び事業税	25,540	19,709
法人税等合計	25,540	19,709
当期純損失( )	5,668,465	2,189,268

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	2,139,948	35.5	1,683,149	33.5
外注費		1,433,002	23.8	1,383,779	27.6
経費		2,452,154	40.7	1,954,389	38.9
総システム運営費用		6,025,105	100.00	5,021,318	100.00
期首仕掛品棚卸高		1,348		602	
合計		6,026,454		5,021,920	
期末仕掛品棚卸高		602		3,457	
他勘定振替高	2	304,206		193,781	
当期売上原価		5,721,645		4,824,682	

1 経費のうち、主たるものは次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	141,253	120,158
業務委託費	1,006,726	732,153
システム賃借料	562,039	539,427

2 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	304,206	193,781

(原価計算の方法)

当社の採用している原価計算の方法は、総合原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,334,300	2,884,780	-	2,884,780	-	8,385,428	8,385,428
当期変動額							
剰余金の配当						46,947	46,947
自己株式の処分			1,373,568	1,373,568			
新株の発行	2,500,042	2,500,042		2,500,042			
資本金からその他資本剰余金への振替	4,734,342		4,734,342	4,734,342			
利益準備金の積立					4,694	4,694	
資本準備金からその他資本剰余金への振替		5,384,822	5,384,822				
当期純損失( )						5,668,465	5,668,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,234,300	2,884,780	8,745,596	5,860,815	4,694	5,720,107	5,715,413
当期末残高	100,000	-	8,745,596	8,745,596	4,694	2,665,320	2,670,014

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,646,756	8,957,752	6,308	6,308	84,698	9,036,141
当期変動額						
剰余金の配当		46,947				46,947
自己株式の処分	1,650,317	276,749				276,749
新株の発行		5,000,084				5,000,084
資本金からその他資本剰余金への振替		-				-
利益準備金の積立		-				-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		-				-
当期純損失( )		5,668,465				5,668,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			27,367	27,367	671	28,038
当期変動額合計	1,650,317	438,579	27,367	27,367	671	466,618
当期末残高	2,996,438	8,519,172	33,675	33,675	84,026	8,569,522

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	-	8,745,596	8,745,596	4,694	2,665,320	2,670,014
当期変動額							
剰余金の配当						153,000	153,000
自己株式の処分							
新株の発行	150,015	150,015		150,015			
資本金からその他資本剰余金への振替	150,015		150,015	150,015			
利益準備金の積立					15,300	15,300	
資本準備金からその他資本剰余金への振替		150,015	150,015				
当期純損失( )						2,189,268	2,189,268
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	300,030	300,030	15,300	2,357,568	2,342,268
当期末残高	100,000	-	9,045,626	9,045,626	19,994	307,751	327,746

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,996,438	8,519,172	33,675	33,675	84,026	8,569,522
当期変動額						
剰余金の配当		153,000				153,000
自己株式の処分		-				-
新株の発行		300,030				300,030
資本金からその他資本剰余金への振替		-				-
利益準備金の積立		-				-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		-				-
当期純損失( )		2,189,268				2,189,268
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			168,563	168,563	7,025	161,537
当期変動額合計	-	2,042,238	168,563	168,563	7,025	1,880,700
当期末残高	2,996,438	6,476,933	134,887	134,887	77,000	6,688,821

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・仕掛品・貯蔵品  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産除く)  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～15年
工具、器具及び備品	3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年～5年)に基づいております。
  - (3) 長期前払費用  
均等償却によっております。
  - (4) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員等に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) ポイント引当金  
ぐるなび会員等に当社負担で販促活動により付与したポイント等の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

飲食店販促サービスの収益は、主にストック型サービスとスポット型サービスがあります。

ストック型サービスについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しております。

スポット型サービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

プロモーションサービスについては、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

関連事業の収益のうちストック型サービスに該当するものについては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、契約期間に応じた収益を認識しており、その他については、顧客に対して役務提供を行った時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

### （会計方針の変更）

（「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これに伴う財務諸表に与える影響はありません。

### （重要な会計上の見積り）

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

##### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産は、その全額について回収可能性が見込めないとして財務諸表に計上しておりませんが、会計上の見積りによるものであり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」と同一のため、注記を省略しております。

#### 2. 債権の回収可能価額の評価（貸倒引当金）

##### （1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸倒引当金(流動)	139,740千円	197,826千円
貸倒引当金(固定)	- 千円	43,697千円

##### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」と同一のため、注記を省略しております。

#### 3. 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症に伴う当社の業績に関して、ワクチン接種の進展等により感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、個人消費がある程度回復することが期待されるものの、2024年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。



(表示方法の変更)

前事業年度において、営業外収益に含めていた「ギフトカード失効益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては営業外収益の「その他」に含めて計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益に表示していた「ギフトカード失効益」14,814千円は、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、特別利益に含めていた「新株予約権戻入益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては特別利益の「その他」に含めて計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別利益に表示していた「新株予約権戻入益」6,642千円は、「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

当社は、資金調達の機動性と安定性を高めるため取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	4,000,000千円	4,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	4,000,000	4,000,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
給与手当	5,302,897千円	4,112,123千円
業務委託費	2,176,006	1,018,652
賃借料	1,238,440	973,336
販売促進費	339,984	274,294
貸倒引当金繰入額	16,711	49,537
減価償却費	26,979	60,449
賞与引当金繰入額	172,467	134,222
ポイント引当金繰入額	9,427	4,020

(有価証券関係)

前事業年度

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式129,000千円、関連会社株式0千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式70,000千円、関連会社株式0千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	4,948,354 千円	6,061,032 千円
減価償却超過額	902,278	738,667
投資有価証券評価損	310,877	338,131
貸倒損失	234,019	149,474
貸倒引当金損金算入限度超過額	48,336	68,428
賞与引当金	81,365	61,418
株式報酬費用	52,313	42,447
契約負債	23,334	30,470
長期資産除去債務	41,316	24,699
その他	150,666	69,150
繰延税金資産小計	6,792,861	7,583,922
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	4,948,354	1,522,889
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,844,507	6,061,032
繰延税金資産合計	-	-
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	-	54,207
繰延税金負債合計	-	54,207
繰延税金資産(負債)の純額	-	54,207

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

当事業年度(2023年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)5. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	475,203	319,295	319,789	474,708	474,708 (383,560)	319,295 (224,531)	-
工具、器具及び備品	991,322	94,892	98,919	987,296	987,296 (441,782)	94,892 (64,960)	-
その他	-	21,302	21,302	-	-	-	-
有形固定資産計	1,466,525	435,490	440,011	1,462,004	1,462,004 (825,342)	414,187 (289,491)	-
無形固定資産							
ソフトウェア	5,742,716	359,630	777,459	5,324,887	5,324,887 (1,533,811)	359,630 (303,720)	-
その他	-	436,123	436,123	-	-	-	-
無形固定資産計	5,742,716	795,754	1,213,582	5,324,887	5,324,887 (1,533,811)	359,630 (303,720)	-
長期前払費用	1,030	4,337	5,368	-	-	-	-

(注) 1. 当期末減価償却累計額には減損損失累計額が含まれており、( )内に内数で記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	店舗内装工事	123,786千円
工具、器具及び備品	店舗厨房機器等	69,146千円
ソフトウェア	インターネット検索サービス関連ソフトウェア	336,021千円
その他	ソフトウェア仮勘定	436,123千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社事務所原状回復費用	173,353千円
工具、器具及び備品	本社事務所什器	71,213千円
ソフトウェア	インターネット検索サービス関連ソフトウェア	653,607千円
その他	ソフトウェア仮勘定	436,123千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	139,740	241,524	14,720	125,019	241,524
賞与引当金	235,227	177,561	235,227	-	177,561
ポイント引当金	19,849	15,829	-	19,849	15,829

(注) ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻し入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告によって行っております。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行っております。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 ( <a href="https://corporate.gnavi.co.jp/ir/koukoku/">https://corporate.gnavi.co.jp/ir/koukoku/</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第33期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月23日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月23日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第34期第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月4日関東財務局長に提出

第34期第2四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月4日関東財務局長に提出

第34期第3四半期 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年6月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)

2022年7月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)

2022年11月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

2022年12月21日関東財務局長に提出(第三者割当増資)

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月22日

株式会社ぐるなび  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 大 輔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武 田 芳 明

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応



<p>株式会社ぐるなびの当連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失690,964千円が計上されている。注記事項「(連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載のとおり、減損損失は飲食店販促支援事業に関連して生じたものであり、このうち690,130千円は、株式会社ぐるなびにおいて生じたものである。</p> <p>固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>株式会社ぐるなびは新型コロナウイルス感染拡大による外食産業の低迷等により、継続的に営業損益がマイナスとなっていることから、減損の兆候が認められている。このため、当連結会計年度において減損損失の認識の要否の判定が行われ、減損損失が計上されている。</p> <p>減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の金額の算定に当たっては、経営者が作成した将来キャッシュ・フローの見積りが用いられる。当該見積りに当たっては、有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測が主要な仮定として用いられており高い不確実性を伴うため、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損損失の認識の要否に係る判定及び減損損失の金額の算定に関連する内部統制に係る整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる売上高予測を適切に行うための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの合理性を評価するに当たって、当該見積りに用いられた主要な仮定である有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加を考慮した売上高予測に関する仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの策定に関与した株式会社ぐるなびの経営企画部、飲食店支援事業部、オーダー&amp;フードサプライ事業部、プロモーション事業部、イノベーション事業部及び事業管理部に対し、主要な仮定である売上高予測の根拠を質問するとともに、将来キャッシュ・フローの見積りに関連する資料を閲覧し、回答の合理性を評価した。</p> <p>有料加盟店舗数及びネット予約件数の増加予測について、過去の増加実績の推移と比較し実現可能性について検討した。</p>
---	--

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を

立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ぐるなびの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ぐるなびが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月22日

株式会社ぐるなび  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 本 大 輔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武 田 芳 明

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ぐるなびの2022年4月1日から2023年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなびの2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「飲食店販促支援事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りの合理性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。